

第3期

大月町

# 子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月  
大月町

## はじめに

わが国において、少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立し、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

また、令和5年にこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行され、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進することとされております。

こうした状況の中、本町では、「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援新制度のもとで、教育・保育・子育て支援の更なる充実を図るため、「第2期大月町子ども・子育て支援事業計画」を見直し、国や高知県の動向等を踏まえ「第3期大月町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく、まちづくりを推進していく」ことを基本理念とし、子どもの健やかな成長及び安心して子育てできる環境を自助・共助・公助に基づき、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました大月町子ども・子育て支援会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査を通じてご意見をいただきました町民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和7年3月

大月町長 岡田 順一

# 目 次

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画策定にあたって</b>            | <b>1</b>  |
| 1. 計画策定の趣旨                      | 1         |
| 2. 計画の性格と位置づけ                   | 2         |
| 3. 計画の期間                        | 3         |
| 4. 計画の策定方法                      | 4         |
| <b>第2章 大月町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況</b> | <b>5</b>  |
| 1. 大月町の現状                       | 5         |
| 2. アンケート調査結果からみた傾向              | 17        |
| 3. 子ども・子育て支援施策の取組状況と今後の課題       | 28        |
| 4. 第2期計画における主要事業の実績             | 32        |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b>           | <b>37</b> |
| 1. 基本理念                         | 37        |
| 2. 基本目標                         | 37        |
| 3. 施策の体系                        | 38        |
| <b>第4章 施策の展開</b>                | <b>39</b> |
| 1. だれもが安心して子どもを生み、育てられる支援体制の充実  | 39        |
| 2. すべての子どもが等しく健やかに成長できる環境の整備    | 46        |
| 3. 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成           | 52        |
| 4. 子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりの推進       | 54        |
| <b>第5章 主要事業の実施目標</b>            | <b>57</b> |
| 1. 子ども・子育て支援新制度における事業の体系        | 57        |
| 2. 教育・保育提供区域の設定                 | 58        |
| 3. 量の見込み及び確保方策の設定方              | 59        |
| 4. 教育・保育の量の見込みと提供体制             | 60        |
| 5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制     | 64        |
| 6. 教育・保育の一体的な提供の推進              | 81        |
| 7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施         | 82        |
| <b>第6章 計画の推進</b>                | <b>83</b> |
| 1. 計画の推進体制                      | 83        |
| 2. 関係機関等との連携・協働                 | 83        |
| 3. 計画の周知                        | 84        |
| <b>資料編</b>                      | <b>85</b> |

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立し、これら3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村を実施主体として、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけ、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

本町では、平成27年3月に「第1期大月町子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年3月に「第2期大月町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子ども・子育て支援新制度」への対応を主としつつ、多様なニーズに応じた保育や教育の量と質の確保と地域での子育て支援の充実の取り組みを推進してきました。

保護者の働き方や家族形態など、子育てや暮らしのあり方が多様化している中で、子どもたちの健全な成長や自立を促すため、保護者とともに保育・教育、地域が一体となり、子育て世帯への支援体制づくりや関係機関の機能強化が必要となります。また、子どもの権利を尊重し、子どもたちの意見表明の機会の確保と施策への意見反映に努めていくとともに、地域の子育て世帯がどのように子育てをしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が求められています。

本町においては、現行の「第2期大月町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度でその計画期間を終了することを受け、これまでの本町の取り組みを振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援の方針を定め、地域の協力のもと、子ども・子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、「第3期大月町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

#### ■ 子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正）

## 2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」あり、町内のすべての子ども・子育て家庭を対象とし、国が定める基本指針に即して、教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「地域行動計画」を包含した計画としても位置づけ、子どもが健やかに成長する環境整備や、住民の子育てニーズに対応した支援施策など、今後、本町が進めていく子ども・子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。

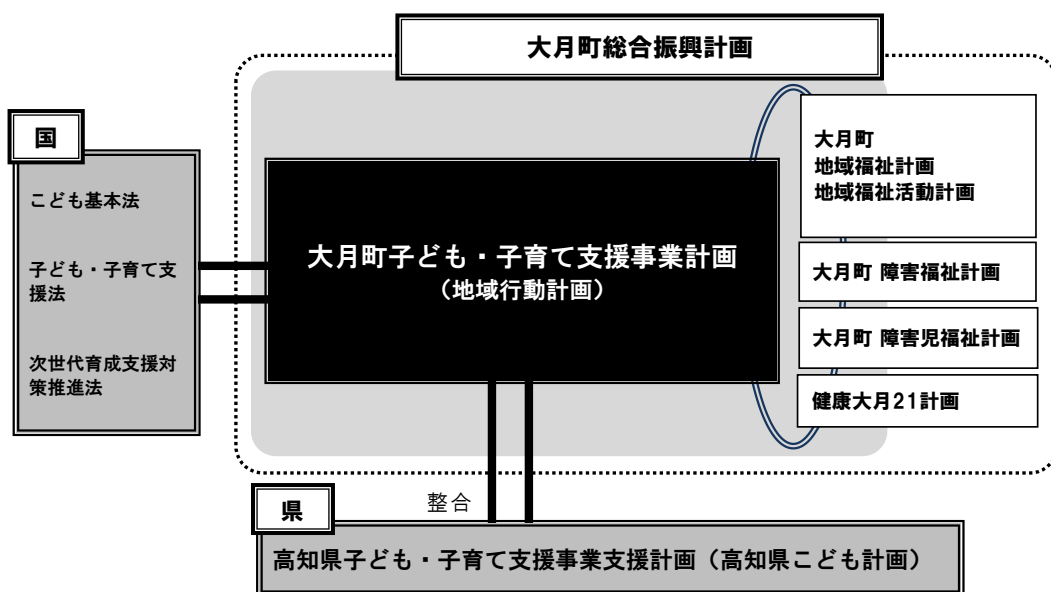
計画の策定にあたっては、国や高知県の動向、社会情勢等を踏まえるとともに、これまでの取り組みとの継続性を保ち、同時に、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、本町の上位計画である「大月町総合振興計画」や福祉分野の包括的計画である「大月町地域福祉計画」をはじめとする健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合・調整を図り策定するものです。

### ■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### ■諸計画との関係



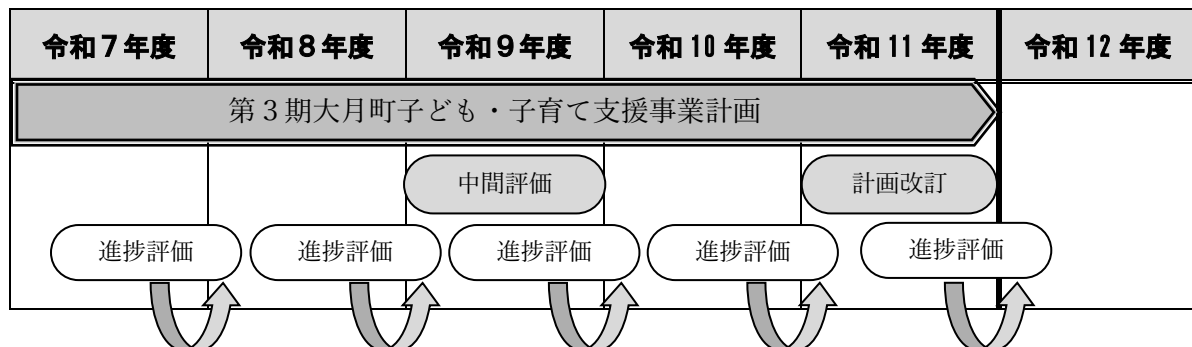
## ■関連法制度の変遷と本町における関連計画の策定経過

| 国の動き                                 | 大月町の動き                                                   |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 平成15年度 少子化社会対策基本法成立                  |                                                          |
| 平成15年度 次世代育成支援対策推進法成立（時限立法・平成27年度まで） |                                                          |
|                                      | 平成17年度 前期次世代育成行動計画策定（平成17～21年度）                          |
|                                      | 平成22年度 後期次世代育成行動計画策定（平成22～26年度）                          |
| 平成24年度 子ども・子育て関連3法成立                 |                                                          |
| 平成26年度 次世代育成支援対策推進法改正（令和7年度まで延長）     | 平成26年度 第1期子ども・子育て支援事業計画策定（平成27～31年度）<br>次世代育成行動計画を一体的に策定 |
| 平成27年度 子ども・子育て支援新制度施行                |                                                          |
|                                      |                                                          |
| 令和元年度 子ども・子育て支援法改正                   | 令和元年度 第2期子ども・子育て支援事業計画策定（令和2～6年度）<br>次世代育成行動計画を一体的に策定    |
| 令和5年度 こども基本法施行、こども大綱閣議決定             |                                                          |
| 令和6年度 次世代育成支援対策推進法改正（令和17年度まで延長）     |                                                          |
| 令和6年度 子ども・子育て支援法改正                   | 令和6年度 第3期子ども・子育て支援事業計画策定（令和7～11年度）<br>次世代育成行動計画を一体的に策定   |

### 3. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。



## 4. 計画の策定方法

計画の策定にあたり、就学前児童及び小学校１年生から３年生までの児童のいる世帯を対象に、子育ての状況と意識、各種サービスの利用状況や今後の利用意向、行政施策へのニーズなどを把握することを目的に、アンケート形式のニーズ調査を実施し、策定の基礎資料としました。

また、大月町子ども・子育て支援のあり方について幅広い意見の集約を行い、その内容を計画に反映させることを目的として、住民や関係機関・団体の代表などで構成する「大月町子ども・子育て支援会議」を設置し、会議における議論を中心に策定を行います。

さらに、大月町健康福祉課を中心に、国や高知県との調整を行いつつ、庁内の関係各課で検討及び協議を行い、保護者や子ども本人への意見聴取と反映に努め、円滑な策定に向けて取り組むほか、住民の意見を計画に反映する手段として、パブリックコメントの実施を予定しています。

## 第2章 大月町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

### 1. 大月町の現状

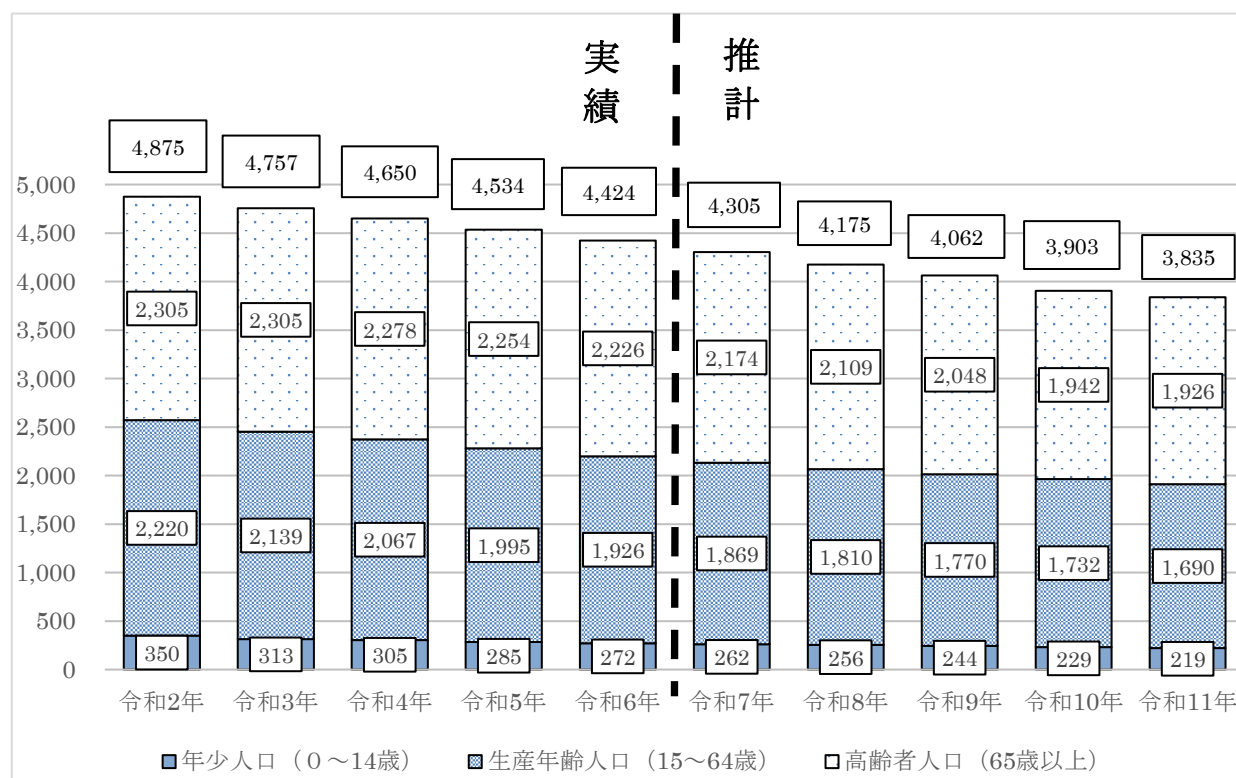
#### (1) 人口の動向

##### ① 年齢3区分人口の推移と今後の推計

本町の総人口は緩やかに減少を続け、令和6年4月1日時点の人口総数は4,424人になっています。年少人口（0～14歳）は、令和2年の350人から令和6年には272人と78人の減少となり、総人口に占める割合も減少傾向で推移している一方、高齢者人口（65歳以上）の総人口に占める割合は増加傾向で推移しており、人口減少・少子高齢化が進行しています。

今後の推計においても、すべての区分で緩やかな減少傾向が続くことが予想され、年少人口（0～14歳）については、令和11年で219人と、総人口の5.7%にまで減少することが見込まれます。

##### ■ 年齢3区分別人口の推移と今後の推計

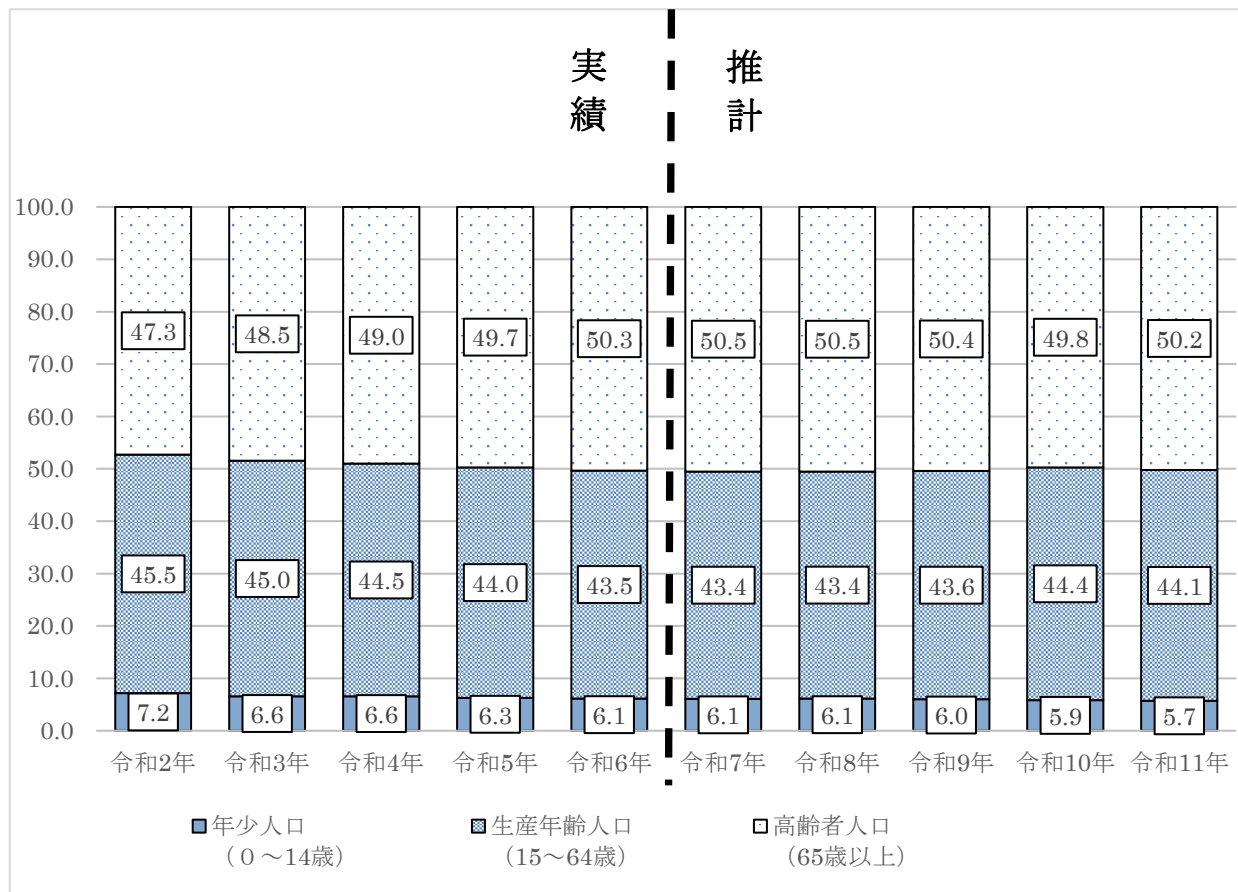


|                | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  | 令和6年  | 令和7年  | 令和8年  | 令和9年  | 令和10年 | 令和11年 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年少人口（0～14歳）    | 350   | 313   | 305   | 285   | 272   | 262   | 256   | 244   | 229   | 219   |
| 生産年齢人口（15～64歳） | 2,220 | 2,139 | 2,067 | 1,995 | 1,926 | 1,869 | 1,810 | 1,770 | 1,732 | 1,690 |
| 高齢者人口（65歳以上）   | 2,305 | 2,305 | 2,278 | 2,254 | 2,226 | 2,174 | 2,109 | 2,048 | 1,942 | 1,926 |
| 合計             | 4,875 | 4,757 | 4,650 | 4,534 | 4,424 | 4,305 | 4,175 | 4,062 | 3,903 | 3,835 |

資料：令和2年～令和6年：大月町住民基本台帳（各年4月1日）

令和7年～令和11年：大月町住民基本台帳（各年4月1日）を基にコーホート変化率法を用いて推計

## ■ 年齢3区分別人口割合の推移と今後の推計



|                    | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  | 令和6年  | 令和7年  | 令和8年  | 令和9年  | 令和10年 | 令和11年 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年少人口<br>(0～14歳)    | 7.2   | 6.6   | 6.6   | 6.3   | 6.1   | 6.1   | 6.1   | 6.0   | 5.9   | 5.7   |
| 生産年齢人口<br>(15～64歳) | 45.5  | 45.0  | 44.5  | 44.0  | 43.5  | 43.4  | 43.4  | 43.6  | 44.4  | 44.1  |
| 高齢者人口<br>(65歳以上)   | 47.3  | 48.5  | 49.0  | 49.7  | 50.3  | 50.5  | 50.5  | 50.4  | 49.8  | 50.2  |
| 合計                 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

資料：令和2年～令和6年：大月町住民基本台帳（各年4月1日）

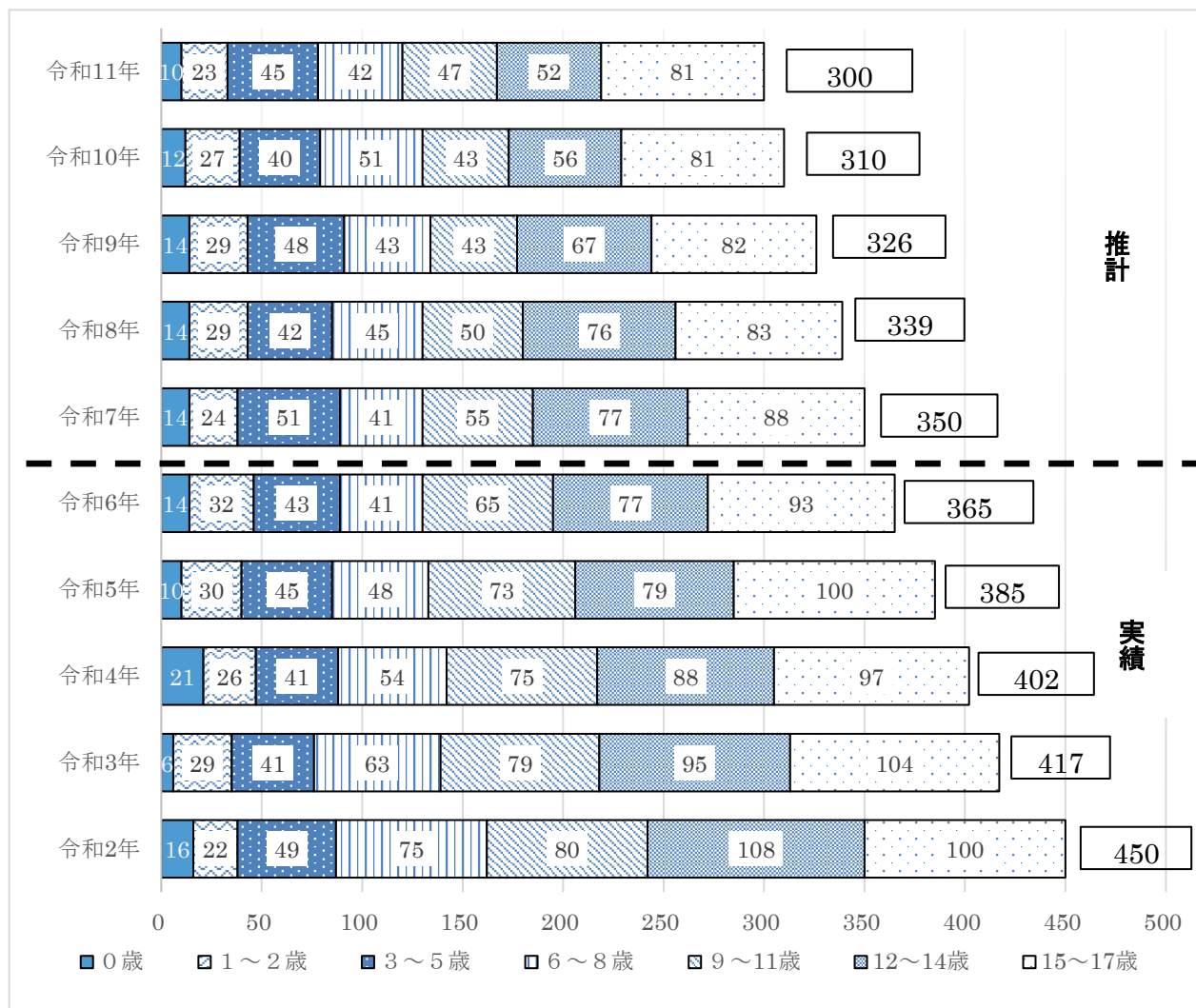
令和7年～令和11年：大月町住民基本台帳（各年4月1日）を基にコーホート変化率法を用いて推計

## ② 18歳未満人口の推移と今後の推計

18歳未満人口の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和6年4月1日時点では365人と、令和2年と比較して85人減少しています。

今後の推計においても、引き続き減少傾向で推移していくことが予想されます。

### ■ 18歳未満人口の推移と今後の推計



|        | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 0歳     | 16   | 6    | 21   | 10   | 14   | 14   | 14   | 14   | 12    | 10    |
| 1～2歳   | 22   | 29   | 26   | 30   | 32   | 24   | 29   | 29   | 27    | 23    |
| 3～5歳   | 49   | 41   | 41   | 45   | 43   | 51   | 42   | 48   | 40    | 45    |
| 6～8歳   | 75   | 63   | 54   | 48   | 41   | 41   | 45   | 43   | 51    | 42    |
| 9～11歳  | 80   | 79   | 75   | 73   | 65   | 55   | 50   | 43   | 43    | 47    |
| 12～14歳 | 108  | 95   | 88   | 79   | 77   | 77   | 76   | 67   | 56    | 52    |
| 15～17歳 | 100  | 104  | 97   | 100  | 93   | 88   | 83   | 82   | 81    | 81    |
| 合計     | 450  | 417  | 402  | 385  | 365  | 350  | 339  | 326  | 310   | 300   |

資料：令和2年～令和6年：大月町住民基本台帳（各年4月1日）

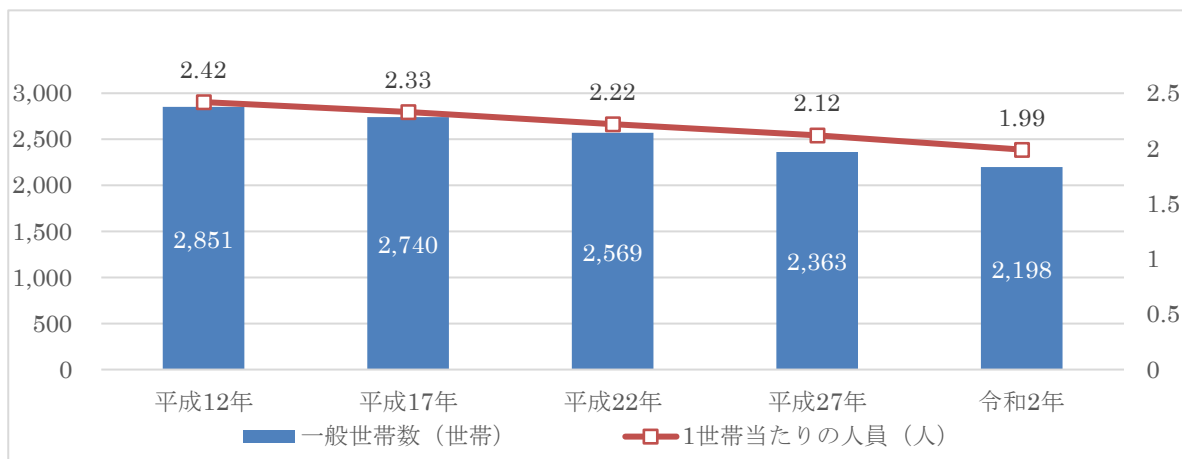
令和7年～令和11年：大月町住民基本台帳（各年4月1日）を基にコーホート変化率法を用いて推計

## (2) 世帯の状況

### ① 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

国勢調査によると、一般世帯数、1世帯当たり人員ともに減少傾向で推移しています。

#### ■ 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

### ② 世帯の家族類型（令和2年）

令和2年における世帯の家族類型をみると、18歳未満世帯員のいる一般世帯数は225世帯で、一般世帯数の10.3%となっています。

また、令和2年の核家族世帯は1,170世帯と、町内の一般世帯総数の5割以上を核家族が占めており、18歳未満世帯員のいる一般世帯では7割、6歳未満世帯員のいる一般世帯については、核家族世帯が8割を超えているなど、特にこの傾向が強くみられます。

#### ■ 世帯の家族類型（令和2年）

単位：世帯、%

|                  | 一般世帯数 | うち18歳未満世帯員の<br>いる一般世帯数 | うち6歳未満世帯員の<br>いる一般世帯数 |
|------------------|-------|------------------------|-----------------------|
| 総数（世帯の家族類型）      | 2192  | 225                    | 57                    |
| （一般世帯数に占める割合（%）） |       | 10.3                   | 2.6                   |
| A 親族のみの世帯        | 1337  | 224                    | 57                    |
| 1 核家族世帯          | 1170  | 174                    | 47                    |
| 2 核家族以外の世帯       | 167   | 50                     | 10                    |
| B 非親族を含む世帯       | 11    | 1                      | -                     |
| C 単独世帯           | 844   | -                      | -                     |
| 核家族世帯の割合（%）      | 53.4  | 77.3                   | 82.5                  |

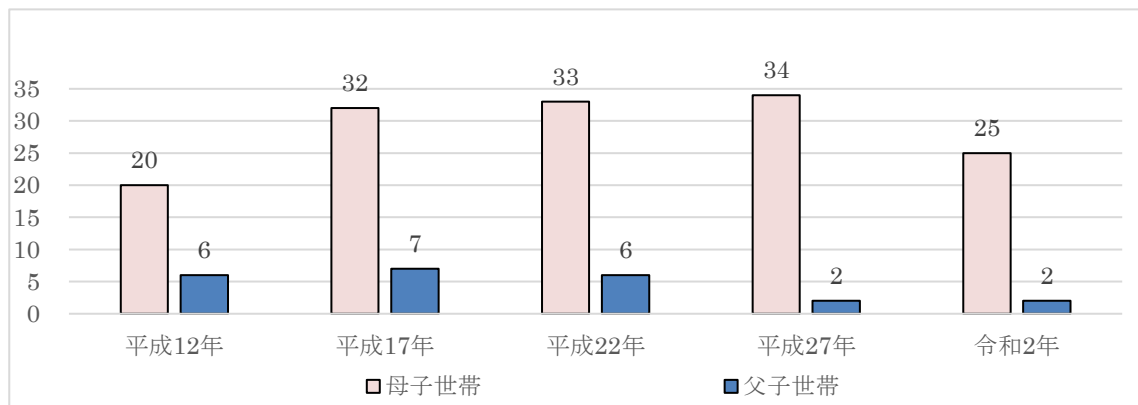
資料：令和2年国勢調査（10月1日）から算出

### ③ ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の状況をみると、父子世帯は減少傾向で推移して、母子世帯数は平成12年から平成27年にかけて増加していましたが、令和2年は25世帯に減少しています。

また、一般世帯に対するひとり親世帯の割合の推移をみると、高知県及び全国より低い水準となっています。

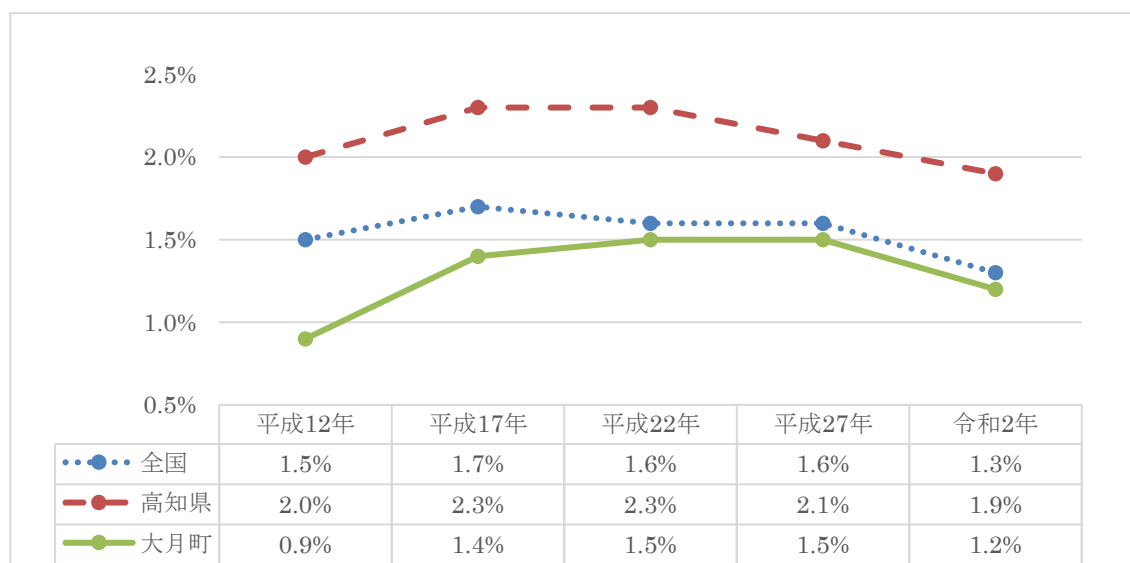
#### ■ 母子世帯数・父子世帯数の推移



(注) 他の世帯員がいる世帯を含まない。20歳未満の子どもがいるひとり親世帯。

資料：国勢調査（各年10月1日）

#### ■ 一般世帯に対するひとり親世帯の割合の推移



(注) 他の世帯員がいる世帯を含まない。20歳未満の子どもがいるひとり親世帯。

資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

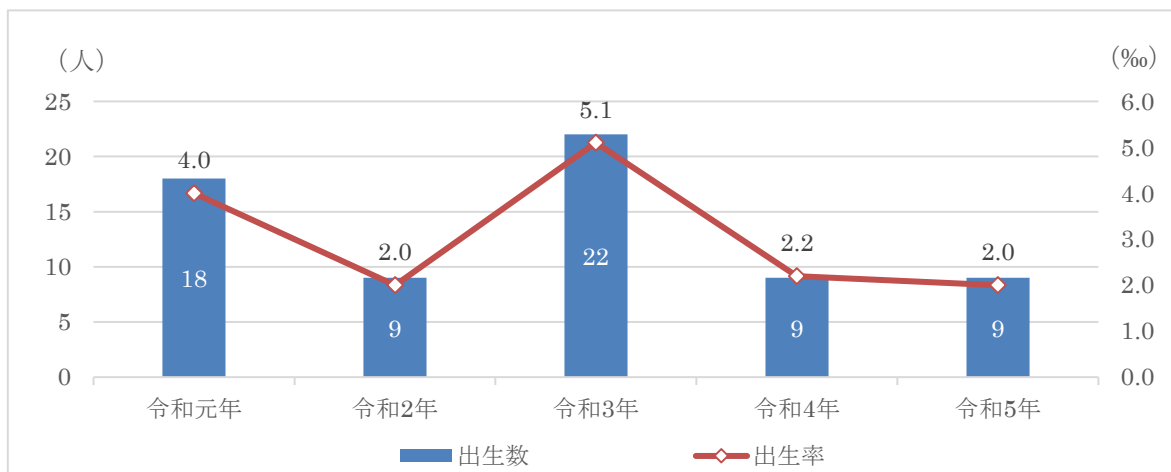
### (3) 出生の状況

#### ① 出生数の推移

1年間に生まれた子どもの数（出生数）の推移を見ると、減少傾向で推移しており、令和5年は9人となっています。

出生率（人口千対）も令和元年は4.0‰でしたが、令和5年は2.0‰まで減少しています。

#### ■ 出生数、出生率の推移



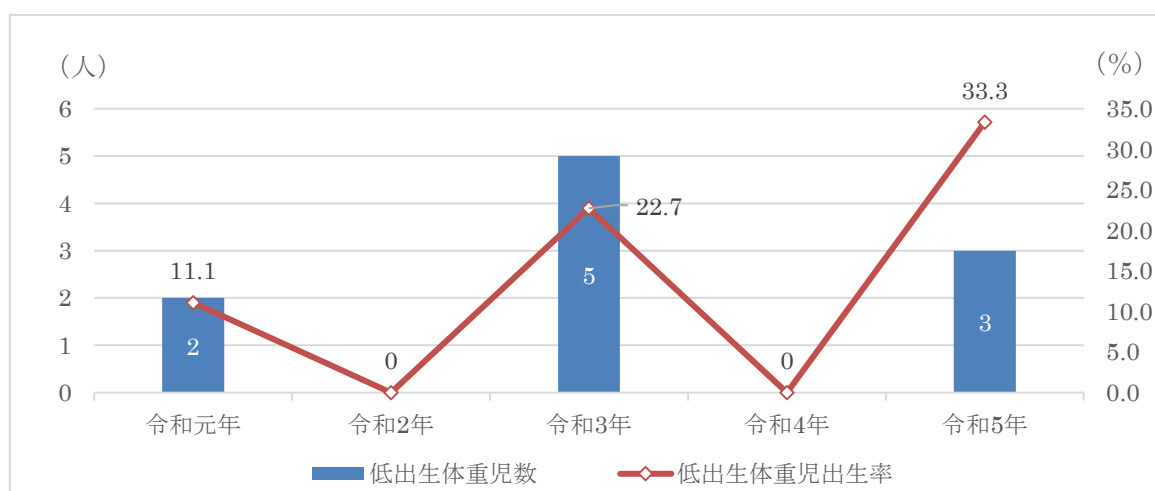
資料：大月町

#### ② 低出生体重児数、低出生体重児出生率の推移

2,500g未満の低出生体重児は、0人から5人の間で推移しています。

また、出生児に占める低出生体重児の割合は、10.0%前後で推移してきましたが、令和3年は22.7%、令和5年は33.3%となっています。

#### ■ 低出生体重児数、低出生体重児出生率の推移



資料：大月町

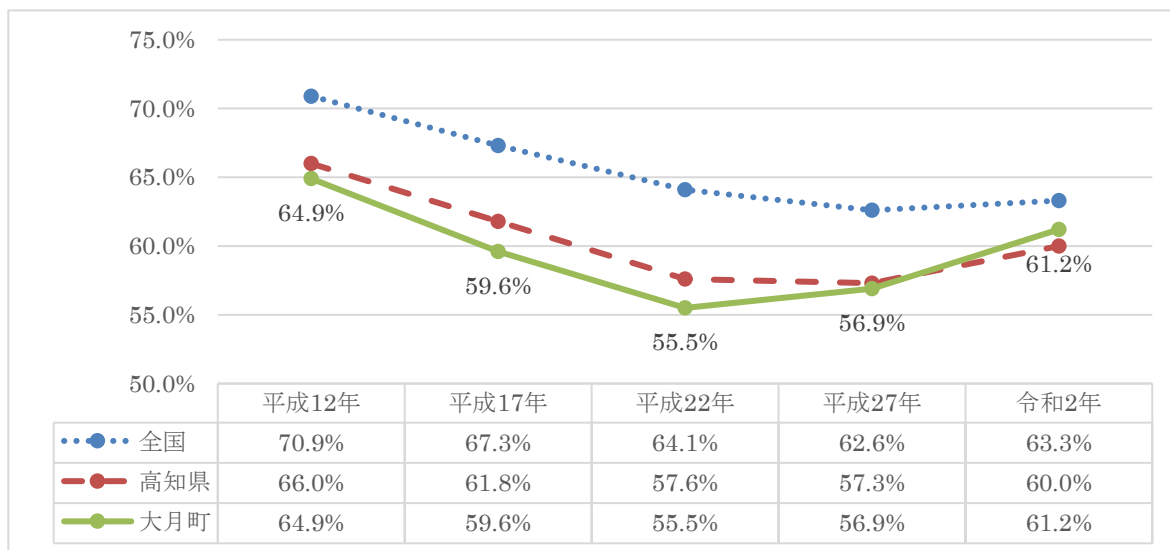
## （４）就労の状況

### ① 就業率の推移

平成12年以降の男性の就業率は、高知県とほぼ同水準となっており、減少傾向で推移していましたが、令和2年では6割を超えています。

また、女性の就業率は、高知県及び全国よりも低い水準で推移しているものの、令和2年は41.3%と平成22年に比べ7.6ポイント増加しています。

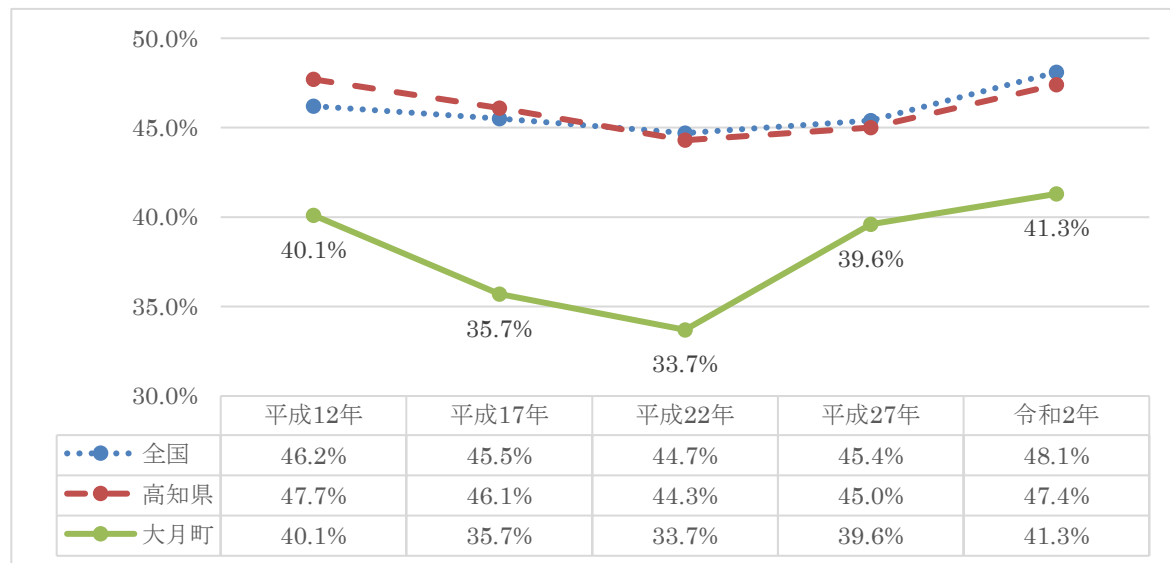
#### ■ 男性の就業率の推移



（注）グラフ中のデータは大月町のみ掲載

資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

#### ■ 女性の就業率の推移



（注）グラフ中のデータは大月町のみ掲載

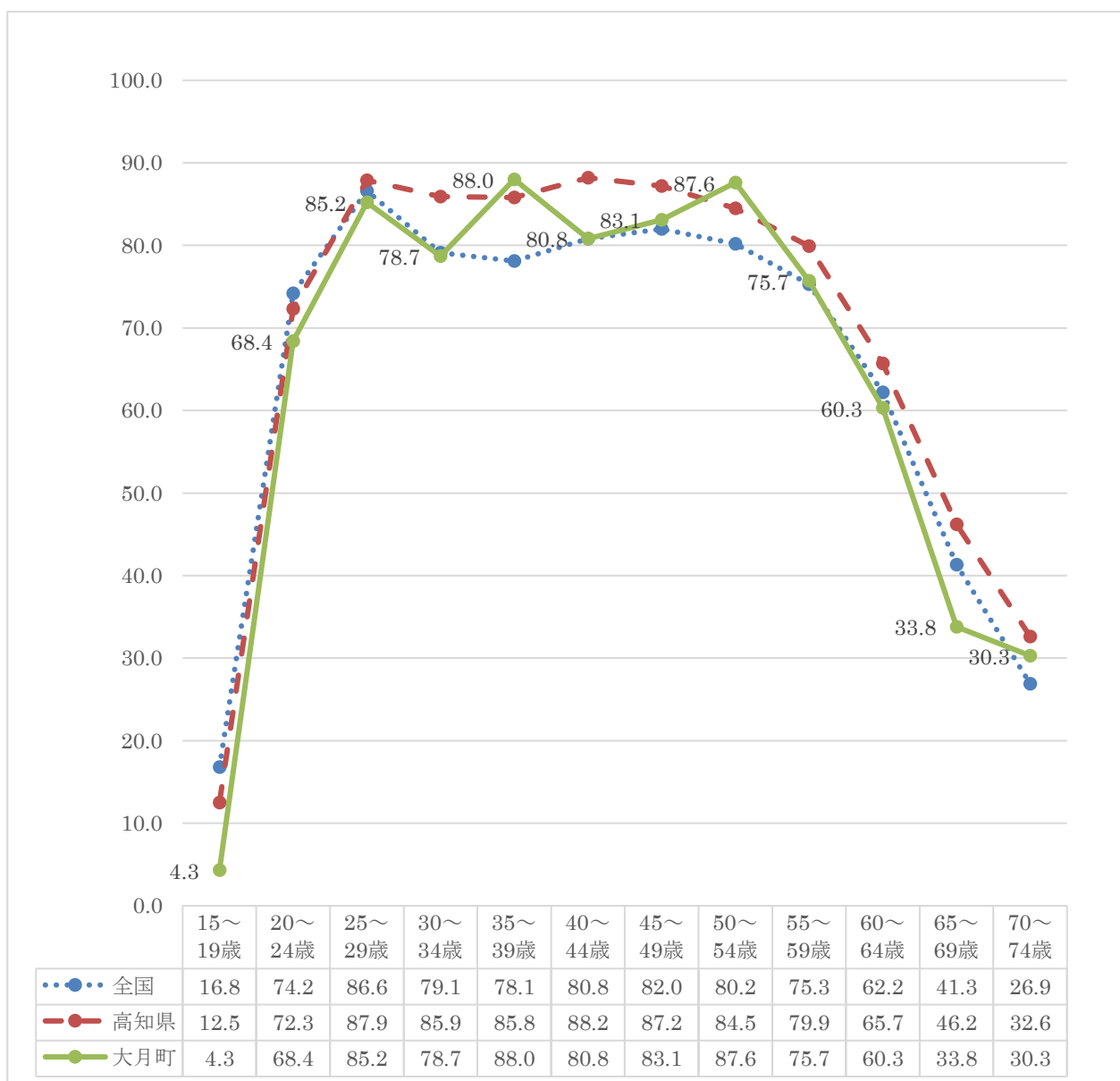
資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

## ② 女性の年齢階層別労働力率

令和2年の女性の労働力率（15歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）をみると、全国では結婚・出産・子育て期に就業率は減少し、その後、子育てが終わった時期にかけて再び増加する傾向が見られますが、本町では30歳～34歳と40～44歳で減少しています。

### ■ 女性の年齢階層別労働力率の推移

(%)



(注) グラフ中のデータは大月町のみ掲載

資料：令和2年国勢調査（10月1日）

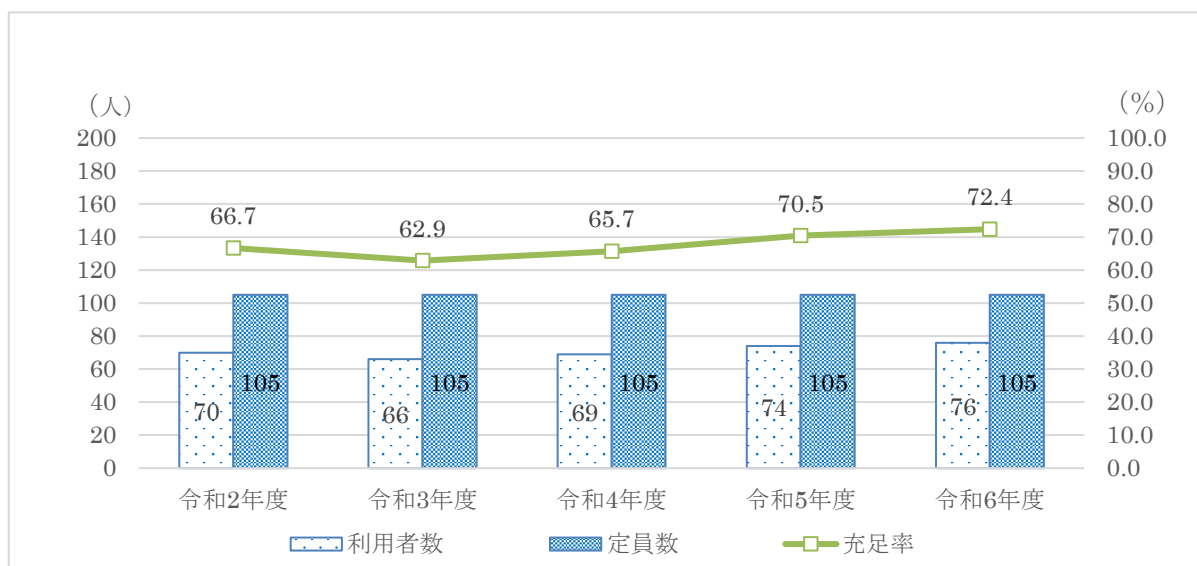
## (5) 教育・保育環境の現状

### ① 保育所の状況

本町には令和2年度に公立の保育所が3園から1園に統合となり、保育所の利用者数はほぼ横ばいです。

令和6年度においては、定員に占める利用者の割合は72.4%となっており、待機児童数は0人となっています。

#### ■ 保育所利用者数の推移



資料：大月町（各年度4月1日）

### ② 子育てひろば等の状況

本町では、子育ての支援拠点として親子が気軽に集える遊び場づくりも兼ね、親同士・子ども同士の交流の場を提供しています。

子育てひろばは、毎週水曜日に開放しており、児童見守り相談員や保健師等が対応しています。

また、あそびひろば（赤ちゃん相談）と子育てサロンをそれぞれ月に1回開催しており、保健師、助産師等の専門職からの情報提供や相談支援等を行っています。

#### ■ 子育てひろば等の利用状況

(単位：延人/年)

|                | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|
| あそびひろば（赤ちゃん相談） | 71    | 47    | 64    | 42    |
| 子育てサロン         |       |       |       | 38    |
| 子育てひろば         |       |       |       | 114   |

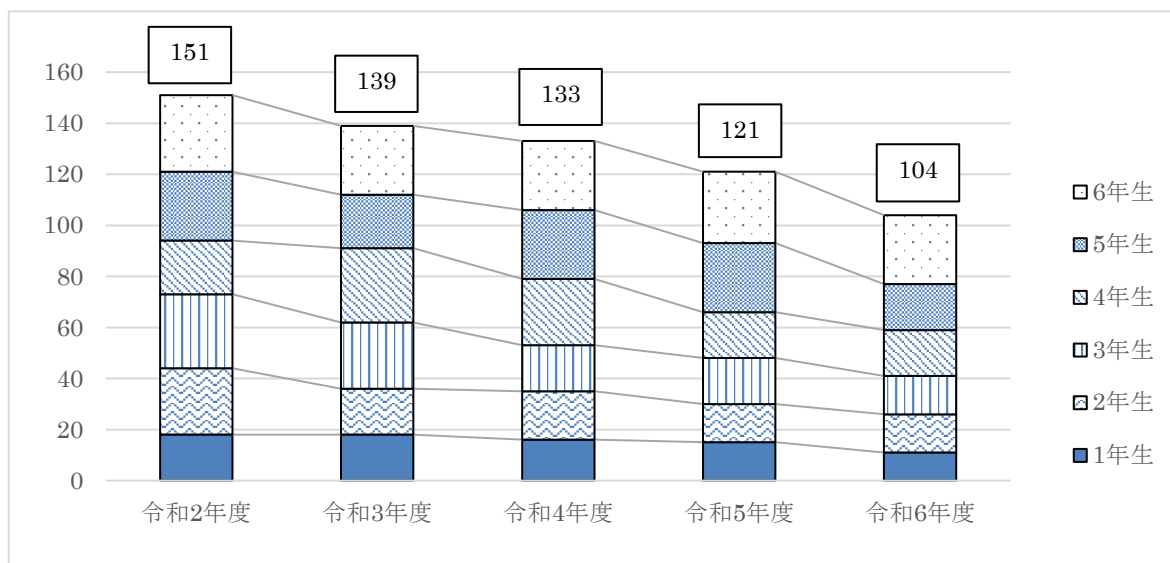
※「子育てサロン」「子育てひろば」は、令和5年度より実施しています。

資料：大月町

### ③ 小学校、中学校の状況

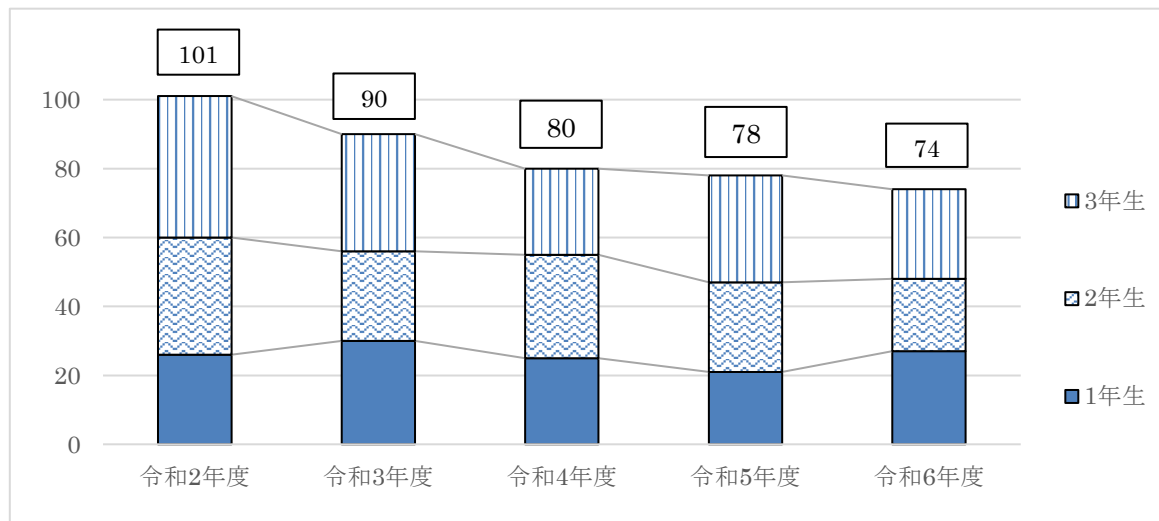
町内には小学校1校、中学校1校が開設されており、小学校児童数、中学校生徒数とも緩やかな減少傾向で推移しています。

#### ■ 小学生児童数の推移



|     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1年生 | 18    | 18    | 16    | 15    | 11    |
| 2年生 | 26    | 18    | 19    | 15    | 15    |
| 3年生 | 29    | 26    | 18    | 18    | 15    |
| 4年生 | 21    | 29    | 26    | 18    | 18    |
| 5年生 | 27    | 21    | 27    | 27    | 18    |
| 6年生 | 30    | 27    | 27    | 28    | 27    |
| 合計  | 151   | 139   | 133   | 121   | 104   |

#### ■ 中学校生徒数の推移



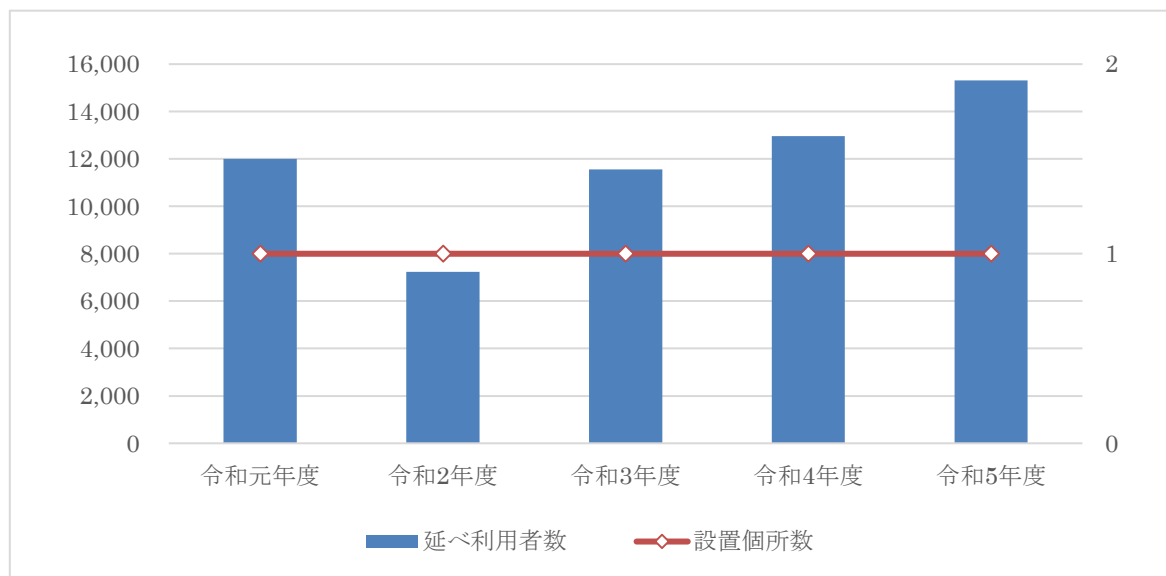
|     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1年生 | 26    | 30    | 25    | 21    | 27    |
| 2年生 | 34    | 26    | 30    | 26    | 21    |
| 3年生 | 41    | 34    | 25    | 31    | 26    |
| 合計  | 101   | 90    | 80    | 78    | 74    |

資料：学校基本調査（各年度5月1日）

#### ④ 放課後子ども教室の状況

本町では、小学校の余裕教室を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子ども達に勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流の機会を提供しています。利用者数は、児童数の減少に伴い減少傾向で推移してきましたが、令和2年度の新型コロナウイルス感染対策のための延べ利用者数減少を除くと、令和3年度以降は増加傾向にあります。

#### ■ 放課後子ども教室の設置箇所数、延べ利用者数の推移



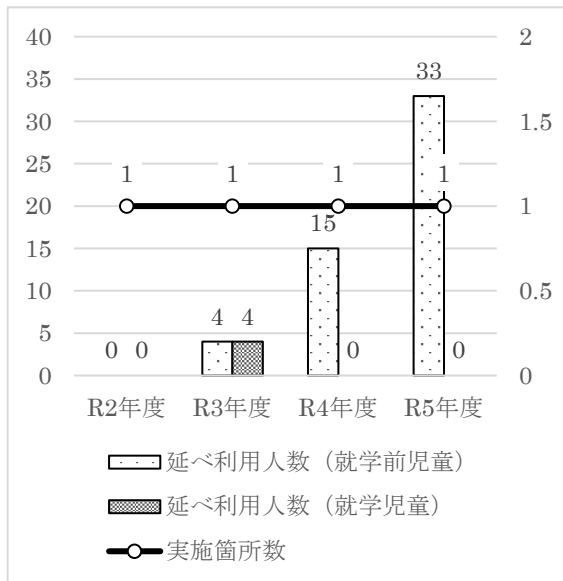
|        | 令和元年度  | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 | 12,004 | 7,234 | 11,558 | 12,968 | 15,317 |
| 設置箇所数  | 1      | 1     | 1      | 1      | 1      |
| 利用者実人数 | 163    | 151   | 133    | 129    | 121    |

資料：大月町

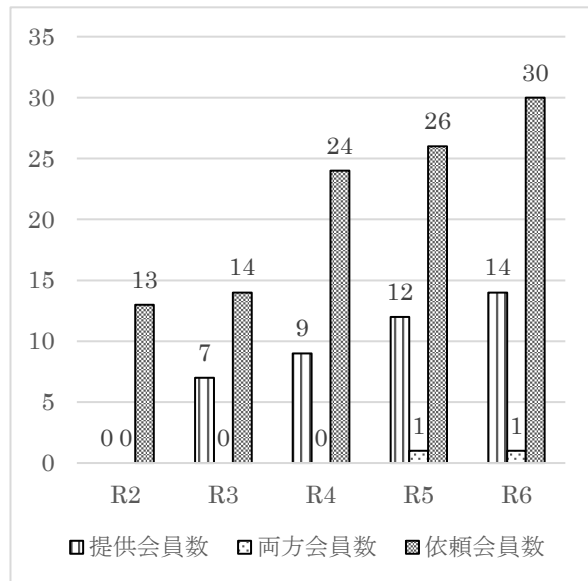
## ⑤ ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）の状況

本町では、令和2年度よりファミリー・サポート・センターを設置しており、会員数、利用件数ともに増加しており、特に就学前児童の利用が増加傾向にあります。

### ■設置箇所数、延べ利用件数の推移

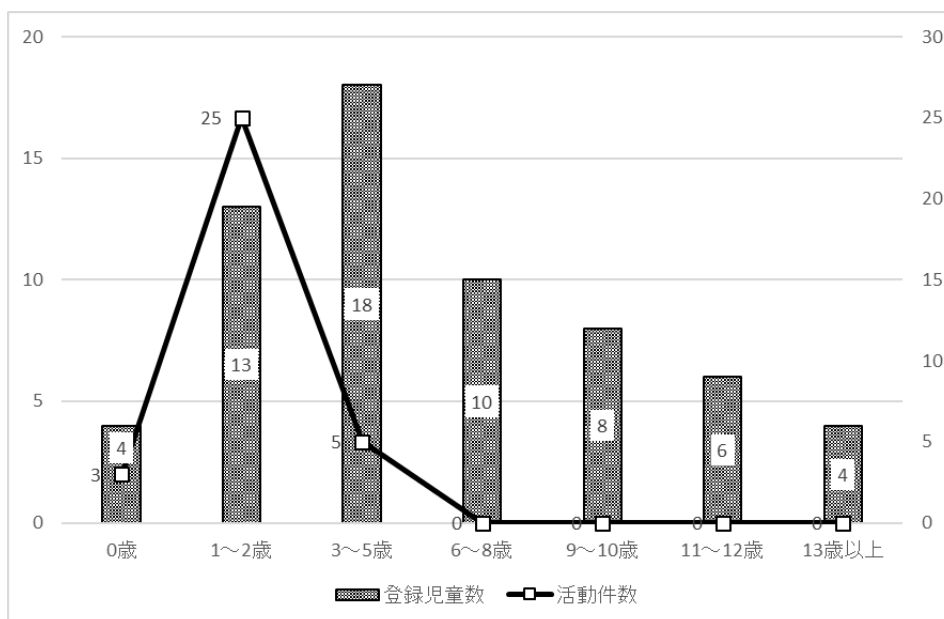


### ■ 会員数の推移（各年4月1日時点）



資料：大月町

### ■年齢別登録児童数、及び活動件数（令和5年度）



|        | 登録児童数 | 活動件数 |
|--------|-------|------|
| 0歳     | 4     | 3    |
| 1～2歳   | 13    | 25   |
| 3～5歳   | 18    | 5    |
| 6～8歳   | 10    | 0    |
| 9～10歳  | 8     | 0    |
| 11～12歳 | 6     | 0    |
| 13歳以上  | 4     | 0    |

資料：大月町（登録児童数：令和6年3月31日時点、延べ活動件数：令和5年度）

## 2. アンケート調査結果からみた傾向

### (1) ニーズ調査の実施概要

#### ①調査の目的

本計画を策定するにあたって、「大月町 子育て支援に関する調査（ニーズ調査）」を実施しました。この調査は、確保を図るべき教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本町における子育て環境の変化や、住民が求める取組等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的として実施しました。

#### ②調査の方法、回収状況等

ニーズ調査の方法や回収状況は次のとおりです。

#### ■ 調査の実施概要

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 調査名  | 大月町 子育て支援に関する調査                      |
| 調査対象 | 大月町在住の就学前から小学校 3 年生の児童を持つ保護者         |
| 抽出法  | 住民基本台帳からの系統抽出                        |
| 調査方法 | 保育所（園）・小学校を通じた配布及び郵送による配布<br>郵送による回収 |
| 調査時期 | 令和 6 年 2 月                           |
| 調査地域 | 大月町全域                                |

#### ■ 調査票の回収状況

|       |       |
|-------|-------|
| 配布数   | 110   |
| 有効回収数 | 82    |
| 有効回収率 | 74.5% |

- ・調査結果の％表記については、小数第 2 位を四捨五入した値であるため、単数回答でも合計が必ずしも 100%になるとは限りません
- ・設問の内容によって対象者（未就学児のみ・小学生のみが対象など）が異なるため、回答数（n）が異なる場合があります。  
また回答数を基数とした百分率（％）で示しています。
- ・図表中では、スペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

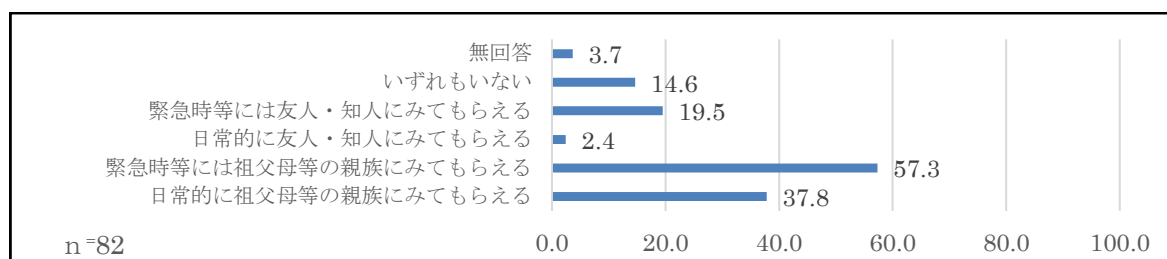
## (2) 調査結果のポイント

### ① 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人については、「緊急時等には祖父母等の親族にみてもらえる」と「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の2つが上位となっており、また、詳細を比較すると、「友人・知人にみてもらう」を選択した方は、同時に「祖父母等の親族にみてもらえる」も選択しており、いずれかの支援があると回答した方は全体の9割を占めています。一方で「いずれもない」は1割台半ばとなっており、令和元年度に実施した前回調査（以下「前回調査」という。）と比べて若干増加しています。

また、いずれかの支援があると回答した方においても、「日常的に」を選択した方は前回よりも減少しており、日常的にみてもらえる環境が減っていることがうかがわれます。

#### ■ 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人



<前回調査との比較>

|                      | 今回調査 (%) | 前回調査 (%) | 差 (ポイント) |
|----------------------|----------|----------|----------|
| 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる   | 37.8     | 43.1     | ▲ 5.3    |
| 緊急時等には祖父母等の親族にみてもらえる | 57.3     | 51.4     | ▲ 5.9    |
| 日常的に友人・知人にみてもらえる     | 2.4      | 2.8      | ▲ 0.3    |
| 緊急時等には友人・知人にみてもらえる   | 19.5     | 15.3     | ▲ 4.2    |
| いずれもない               | 14.6     | 13.9     | ▲ 0.7    |
| 無回答                  | 3.7      | 0.0      | ▲ 3.7    |
| 回答者数                 | 82       | 72       |          |

### ② 保護者の就労状況

保護者の現在の就労状況をみると、就労中の母親の割合は、前回調査とほぼ変わらず8割台半ばとなっており、また、両親ともに就労している世帯（ひとり親世帯を含む）は85.4%となっており、現在就労していない母の6割が今後就労を希望しています。前回比較では、「パート・アルバイト等」が増加しており、雇用形態の多様化がうかがわれます。

#### ■ 保護者の現在の就労状況

<前回調査との比較>

|                           | 母親の就労状況  |          |          | 父親の就労状況  |          |          |
|---------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                           | 今回調査 (%) | 前回調査 (%) | 差 (ポイント) | 今回調査 (%) | 前回調査 (%) | 差 (ポイント) |
| 就労中/フルタイム                 | 53.7     | 58.3     | ▲ 4.6    | 82.9     | 79.2     | ▲ 3.7    |
| 就労中/フルタイムで産休・育休・介護休業中     | 11.0     | 8.3      | ▲ 2.7    | 2.4      | 1.4      | ▲ 1.0    |
| 就労中/パートタイム・アルバイト等         | 20.7     | 19.4     | ▲ 1.3    | 1.2      | 0.0      | ▲ 1.2    |
| 就労中/パート・アルバイトで産休・育休・介護休業中 | 1.2      | 1.4      | ▲ 0.2    | 0.0      | 0.0      | ▲ 0.0    |
| 以前は働いていたが現在は働いていない        | 7.3      | 6.9      | ▲ 0.4    | 0.0      | 2.8      | ▲ 2.8    |
| これまで働いたことはない              | 0.0      | 2.8      | ▲ 2.8    | 0.0      | 0.0      | ▲ 0.0    |
| 無回答                       | 6.1      | 2.8      | ▲ 3.3    | 13.4     | 16.7     | ▲ 3.3    |
| 回答者数                      | 82       | 72       |          | 82       | 72       |          |

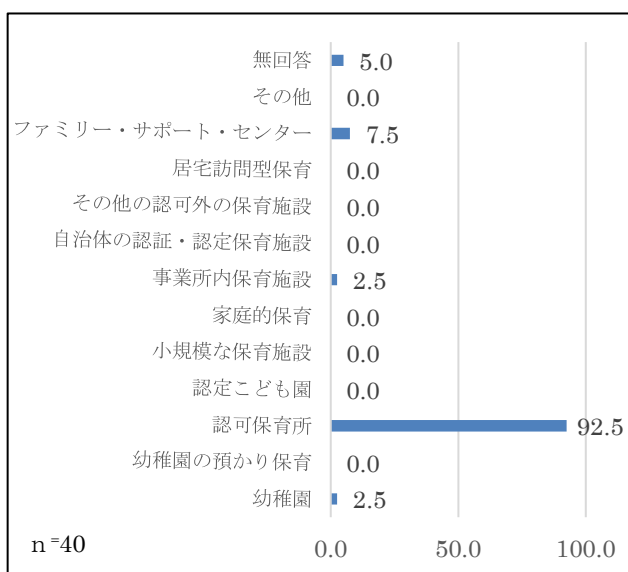
### ③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望（未就学児童保護者）

平日、定期的に利用している教育・保育事業については、「認可保育所」が約9割で最も多く、以下「ファミリー・サポート・センター」等となっており、また、今後、利用したい定期的な教育・保育事業では、現在の利用事業と同様に「認可保育所」が最も多くなっています。

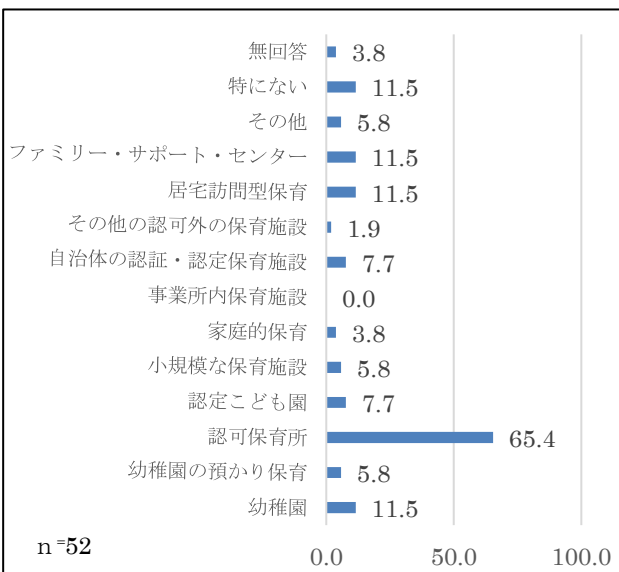
また、利用開始時刻については、前回調査と同じく「8時台」が6割で最も多くなっており、希望する利用開始時刻も同様になっています。

利用終了時刻については、前回調査では「16時台」が6割強となっていました。今回調査では、「16時台」が24.8ポイント減少し、「17時台」と「18時台」の割合が増加しています。また、希望する利用終了時刻については、「17時台」が最も多く、次いで「18時台」となっています。

■平日、定期的にご利用している教育・保育事業

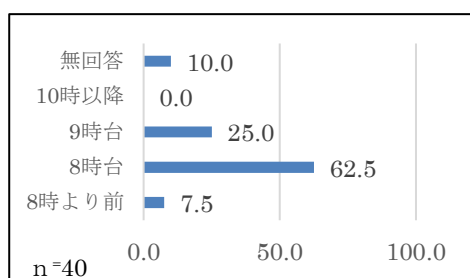


■平日、定期的にご利用したい教育・保育事業

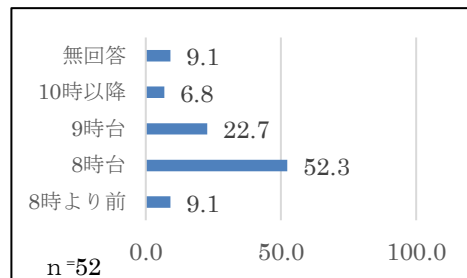


### ■ 利用開始時刻

[現在の利用開始時刻]



[希望利用開始時刻]



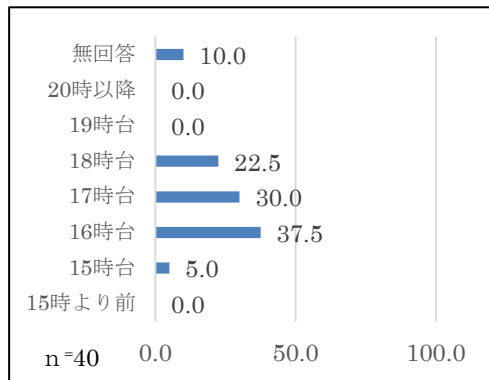
<前回調査との比較>

[現在の利用開始時刻]

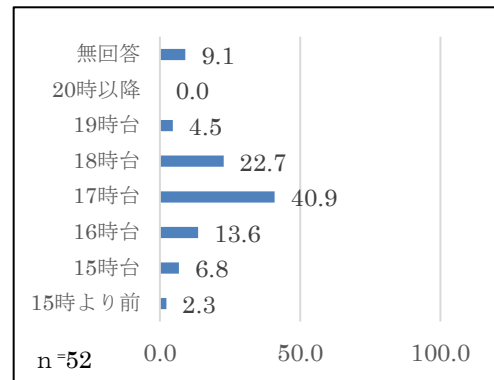
|         | 今回調査 (%) | 前回調査 (%) | 差 (ポイント) |
|---------|----------|----------|----------|
| 1 8時より前 | 7.5      | 4.9      | 2.6      |
| 2 8時台   | 62.5     | 67.2     | ▲ 4.7    |
| 3 9時台   | 25.0     | 26.2     | ▲ 1.2    |
| 4 10時以降 | 0.0      | 0.0      | 0.0      |
| 無回答     | 10.0     | 1.6      | 8.4      |
| 非該当     | 0.0      | 0.0      | 0.0      |
| 全体      | 40       | 61       |          |

## ■ 利用終了時刻

[現在の利用終了時刻]



[希望利用終了時刻]



<前回調査との比較>

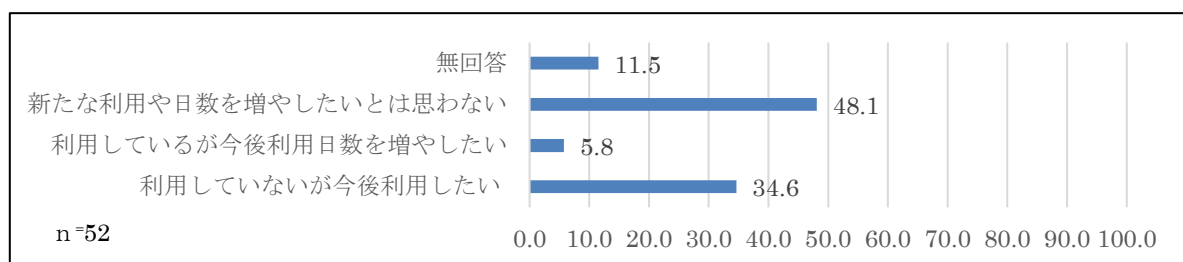
[現在の利用終了時刻]

|        | 今回調査 (%) | 前回調査 (%) | 差 (ポイント) |
|--------|----------|----------|----------|
| 15時より前 | 0.0      | 0.0      | 0.0      |
| 15時台   | 5.0      | 0.0      | 5.0      |
| 16時台   | 37.5     | 62.3     | ▲ 24.8   |
| 17時台   | 30.0     | 16.4     | 13.6     |
| 18時台   | 22.5     | 19.7     | 2.8      |
| 19時台   | 0.0      | 0.0      | 0.0      |
| 20時以降  | 0.0      | 0.0      | 0.0      |
| 無回答    | 10.0     | 1.6      | 8.4      |
| 非該当    | 0.0      | 0.0      | 0.0      |
| 回答者数   | 40       | 61       |          |

## ④ 地域子ども・子育て支援事業の利用

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向については、「利用していないが今後利用したい」と「利用しているが今後利用日数を増やしたい」をあわせた約4割の人が利用意向を示している一方、「新たな利用や日数を増やしたいとは思わない」も5割弱を占めています。

## ■ 地域子育て支援拠点事業等の今後の利用意向



## ⑤ 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

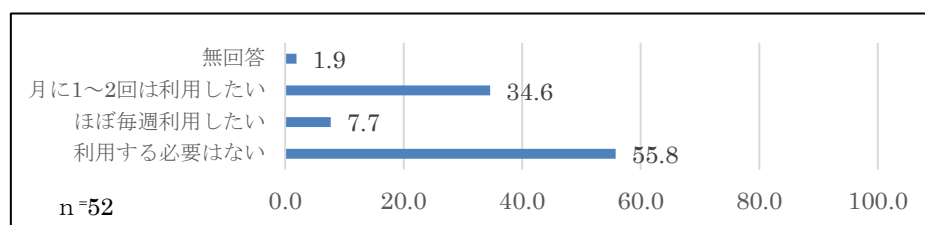
土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「月に1～2回は利用したい」と「ほぼ毎週利用したい」をあわせた“利用したい”は4割台半ばを占めており、「利用する必要はない」は約5割となっています。

日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が約6割を占めている一方、「月に1～2回は利用したい」と「ほぼ毎週利用したい」をあわせた“利用したい”は2割台にとどまっています。

前回調査と比較しても、土曜日の利用希望では「ほぼ毎週利用したい」が15.9ポイントと大きく減少していましたが、日曜日・祝日の利用希望では全体として大きな違いは見られませんでした。

### ■ 土曜日、日曜日・祝日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

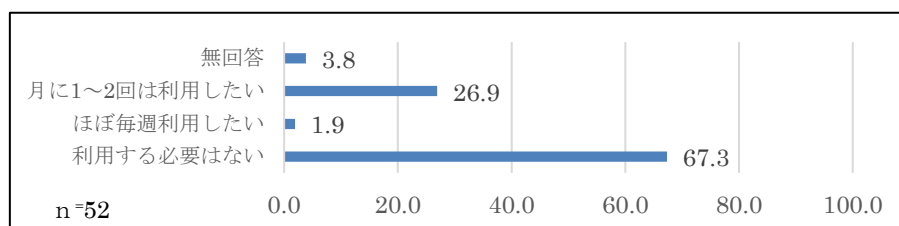
[土曜日]



<前回調査との比較>

|              | 今回調査 (%) | 前回調査 (%) | 差 (ポイント) |
|--------------|----------|----------|----------|
| 利用する必要はない    | 55.8     | 41.7     | 14.1     |
| ほぼ毎週利用したい    | 7.7      | 23.6     | ▲ 15.9   |
| 月に1～2回は利用したい | 34.6     | 33.3     | 1.3      |
| 無回答          | 1.9      | 1.4      | 0.5      |
| 回答者数         | 52       | 72       |          |

[日曜日・祝日]



<前回調査との比較>

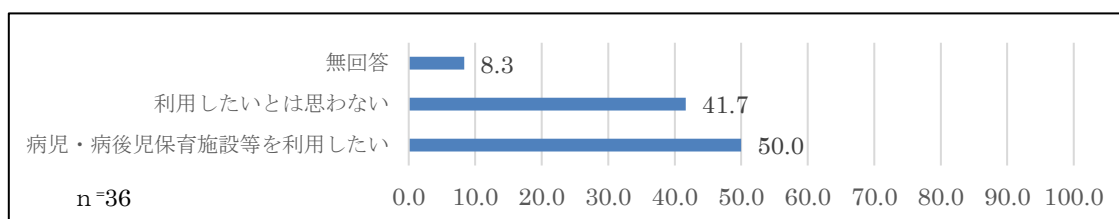
|              | 今回調査 (%) | 前回調査 (%) | 差 (ポイント) |
|--------------|----------|----------|----------|
| 利用する必要はない    | 67.3     | 59.7     | 7.6      |
| ほぼ毎週利用したい    | 1.9      | 5.6      | ▲ 3.6    |
| 月に1～2回は利用したい | 26.9     | 29.2     | ▲ 2.2    |
| 無回答          | 3.8      | 5.6      | ▲ 1.7    |
| 回答者数         | 52       | 72       |          |

## ⑥ 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

この1年間の病気やケガで普段利用している教育・保育の事業ができなかった場合の対処方法として、父親または母親が休んだと回答した人の、病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、「病児・病後児保育施設等を利用したい」が約5割を占めており、「利用したいとは思わない」は4割となっています。

前回調査と比較すると、「病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が11.5ポイント減少しています。

### ■ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向



<前回調査との比較>

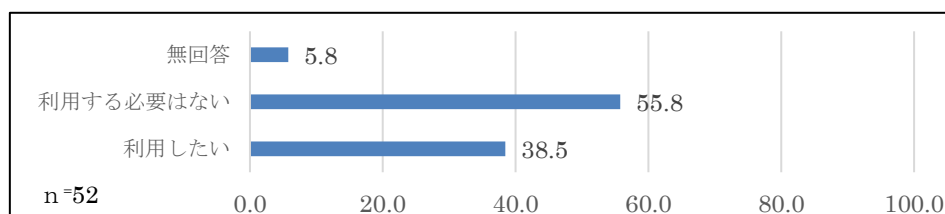
|                   | 今回調査 (%) | 前回調査 (%) | 差 (ポイント) |
|-------------------|----------|----------|----------|
| 病児・病後児保育施設等を利用したい | 50.0     | 61.5     | ▲ 11.5   |
| 利用したいとは思わない       | 41.7     | 35.9     | 5.8      |
| 無回答               | 8.3      | 2.6      | 5.8      |
| 非該当               | 0.0      | 0.0      | 0.0      |
| 回答者数              | 36       | 39       |          |

## ⑦ 不定期の教育・保育事業（一時預かり等）の利用

私用、親の通院、不定期の就労等での不定期な一時預かり等の事業の利用意向については、「利用する必要はない」が55.8%、「利用したい」が38.5%となっています。

前回調査と割合を比較すると、「利用する必要はない」が増加しています。

### ■ 私用、通院、不定期就労等での教育・保育事業の利用意向



<前回調査との比較>

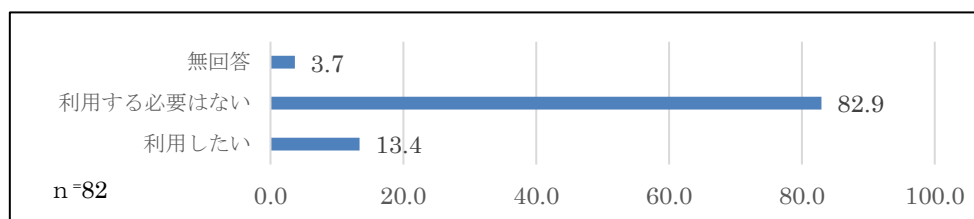
|           | 今回調査 (%) | 前回調査 (%) | 差 (ポイント) |
|-----------|----------|----------|----------|
| 利用したい     | 38.5     | 43.1     | ▲ 4.6    |
| 利用する必要はない | 55.8     | 45.8     | 9.9      |
| 無回答       | 5.8      | 11.1     | ▲ 5.3    |
| 回答者数      | 52       | 72       |          |

## ⑧ 子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったこと

この１年間に、保護者の用事により泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことの有無については、「利用する必要はない」が８割を占め、「利用したい」は１割台半ばとなっており、前回比較すると「利用したい」を選択した方の割合が、11.6ポイント減少しています。

「利用したい」を選択した方の利用希望理由は「保護者や家族の病気」が、利用希望日数は１～３日が最も多いです。

## ■ 短期入所生活援助事業（ショートステイ）（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）の利用意向



<前回調査との比較>

|             | 今回調査 (%) | 前回調査 (%) | 差 (ポイント) |
|-------------|----------|----------|----------|
| 1 利用したい     | 13.4     | 25.0     | ▲ 11.6   |
| 2 利用する必要はない | 82.9     | 68.1     | 14.9     |
| 無回答         | 3.7      | 6.9      | ▲ 3.3    |
| 全体          | 82       | 72       |          |

## ■ 短期入所生活援助事業（ショートステイ）（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）の利用希望理由

|                | 回答数 | 1～3日 | 4～5日 | 6～9日 | 10～30日 | 31日以上 | 無回答  |
|----------------|-----|------|------|------|--------|-------|------|
| 冠婚葬祭           | 7   | 85.7 | 0.0  | 0.0  | 0.0    | 0.0   | 14.3 |
| 保護者や家族の育児疲れ・不安 | 8   | 50.0 | 25.0 | 12.5 | 0.0    | 0.0   | 12.5 |
| 保護者や家族の病気      | 10  | 60.0 | 20.0 | 0.0  | 10.0   | 0.0   | 10.0 |
| その他            | 5   | 20.0 | 40.0 | 0.0  | 0.0    | 20.0  | 20.0 |

## ⑨ 子どもの放課後の過ごし方の希望

小学校就学後の放課後の時間を過ごさせたい場所については、低学年では「放課後子ども教室」が7割台で最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が4割台が続いています。

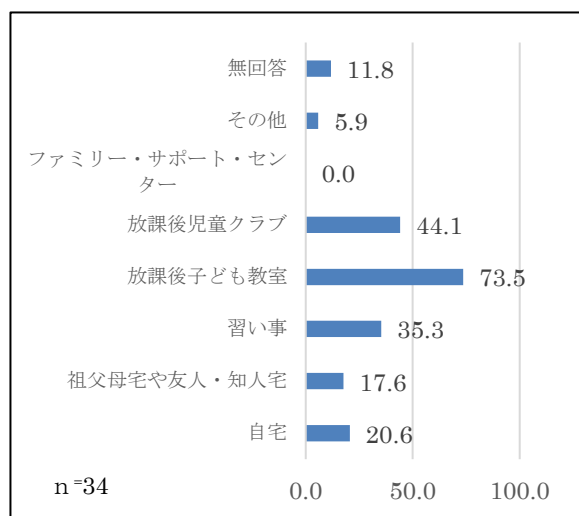
高学年になった場合は、低学年と同様に、「放課後子ども教室」が7割で最も多く、次いで「習い事」と「放課後児童クラブ」が約3割台が続いています。

前回調査と比較すると、小学校低学年、高学年ともに「放課後子ども教室」の割合が大きく増加しており、放課後に過ごせる場所へのニーズが高まっていることがわかります。

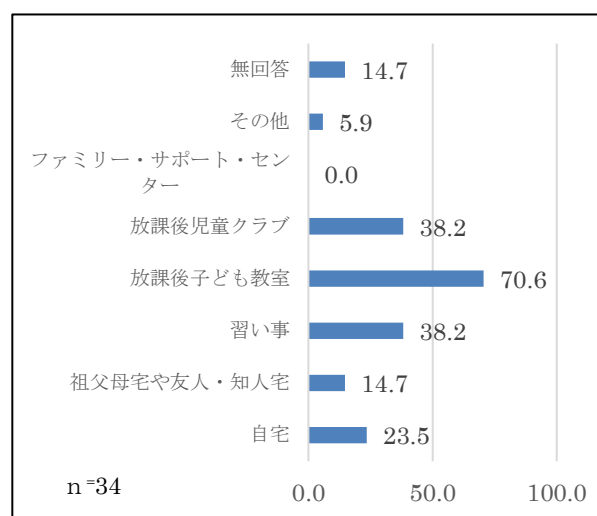
続いて「習い事」「祖父母宅や友人・知人宅」「放課後児童クラブ」の割合も増加しています。

### ■ 放課後の時間を過ごさせたい場所

[小学校低学年 (1～3 年生)]



[小学校高学年 (4～6 年生)]



<前回調査との比較>

[小学校低学年 (1～3 年生)]

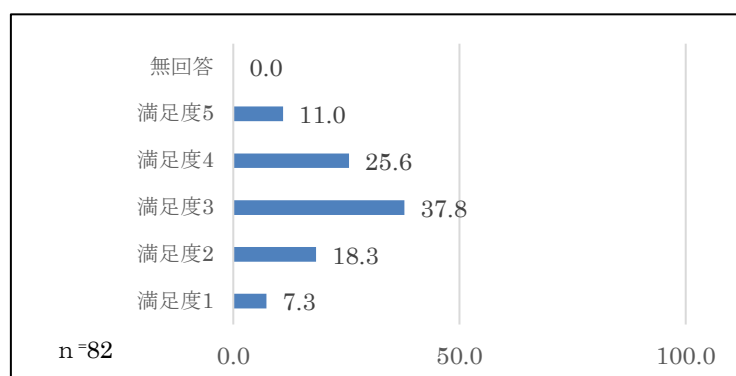
|                 | 今回調査 (%) | 前回調査 (%) | 差 (ポイント) |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 自宅              | 20.6     | 23.1     | ▲ 2.5    |
| 祖父母宅や友人・知人宅     | 17.6     | 7.7      | 10.0     |
| 習い事             | 35.3     | 15.4     | 19.9     |
| 放課後子ども教室        | 73.5     | 46.2     | 27.4     |
| 放課後児童クラブ        | 44.1     | 38.5     | 5.7      |
| ファミリー・サポート・センター | 0.0      | 0.0      | 0.0      |
| その他             | 5.9      | 0.0      | 5.9      |
| 無回答             | 11.8     | 7.7      | 4.1      |
| 回答者数            | 34       | 13       |          |

[小学校高学年 (4～6 年生)]

|                 | 今回調査 (%) | 前回調査 (%) | 差 (ポイント) |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 自宅              | 23.5     | 23.1     | 0.5      |
| 祖父母宅や友人・知人宅     | 14.7     | 7.7      | 7.0      |
| 習い事             | 38.2     | 30.8     | 7.5      |
| 放課後子ども教室        | 70.6     | 46.2     | 24.4     |
| 放課後児童クラブ        | 38.2     | 30.8     | 7.5      |
| ファミリー・サポート・センター | 0.0      | 0.0      | 0.0      |
| その他             | 5.9      | 0.0      | 5.9      |
| 無回答             | 14.7     | 15.4     | ▲ 0.7    |
| 回答者数            | 34       | 13       |          |

## ⑩ 子育て支援対策全般について

地域の子育て環境や支援への満足度（数値が大きいほど満足度が高い）については、「満足度4」と「満足度5」をあわせた“満足度が高い”は3割台（36.6%）となっており、「満足度2」と「満足度1」をあわせた“満足度が低い”の2割台半ば（25.6%）を上回っています。

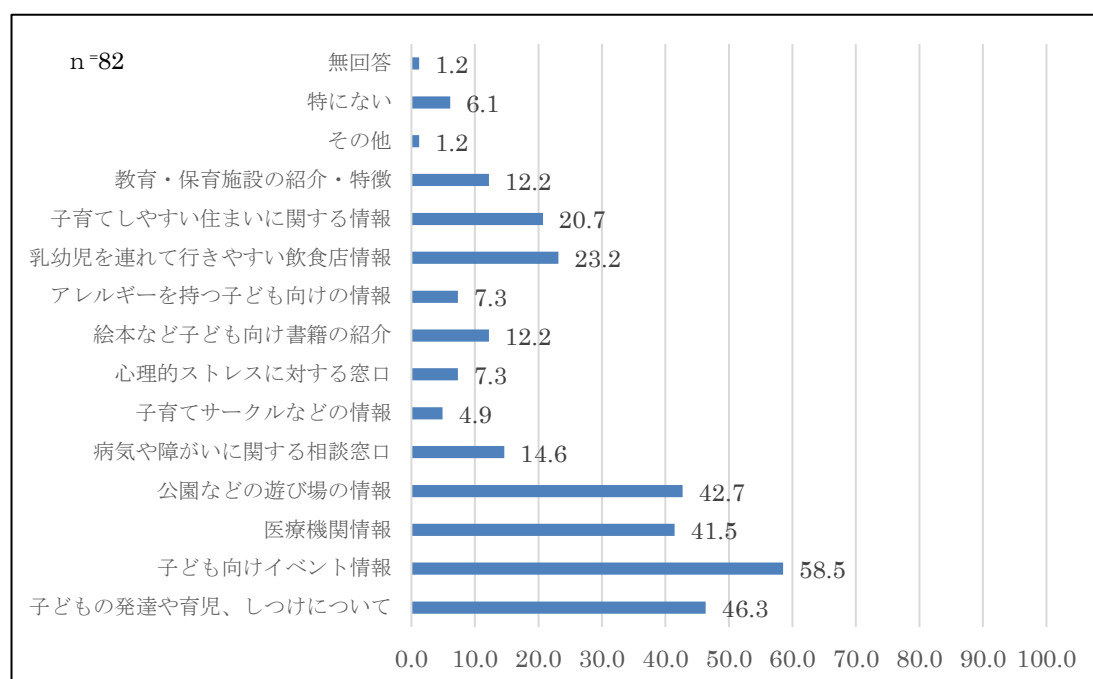


<前回調査との比較>

|      | 今回調査 (%) | 前回調査 (%) | 差 (ポイント) |
|------|----------|----------|----------|
| 満足度1 | 7.3      | 8.3      | ▲ 1.0    |
| 満足度2 | 18.3     | 13.9     | ▲ 4.4    |
| 満足度3 | 37.8     | 41.7     | ▲ 3.9    |
| 満足度4 | 25.6     | 22.2     | ▲ 3.4    |
| 満足度5 | 11.0     | 5.6      | ▲ 5.4    |
| 無回答  | 0.0      | 8.3      | ▲ 8.3    |
| 回答者数 | 82       | 72       |          |

子育て世代が必要とする子育て情報としては、「子ども向けイベント情報」「公園などの遊び場情報」が上位となっています。

前回調査と比較すると、ほとんどの項目でポイントが減少していますが、「病気や障がいに関する相談窓口」や「子ども向けイベント情報」が増えており、子育てに関する専門的な情報へのニーズが高まっていると考えられます。



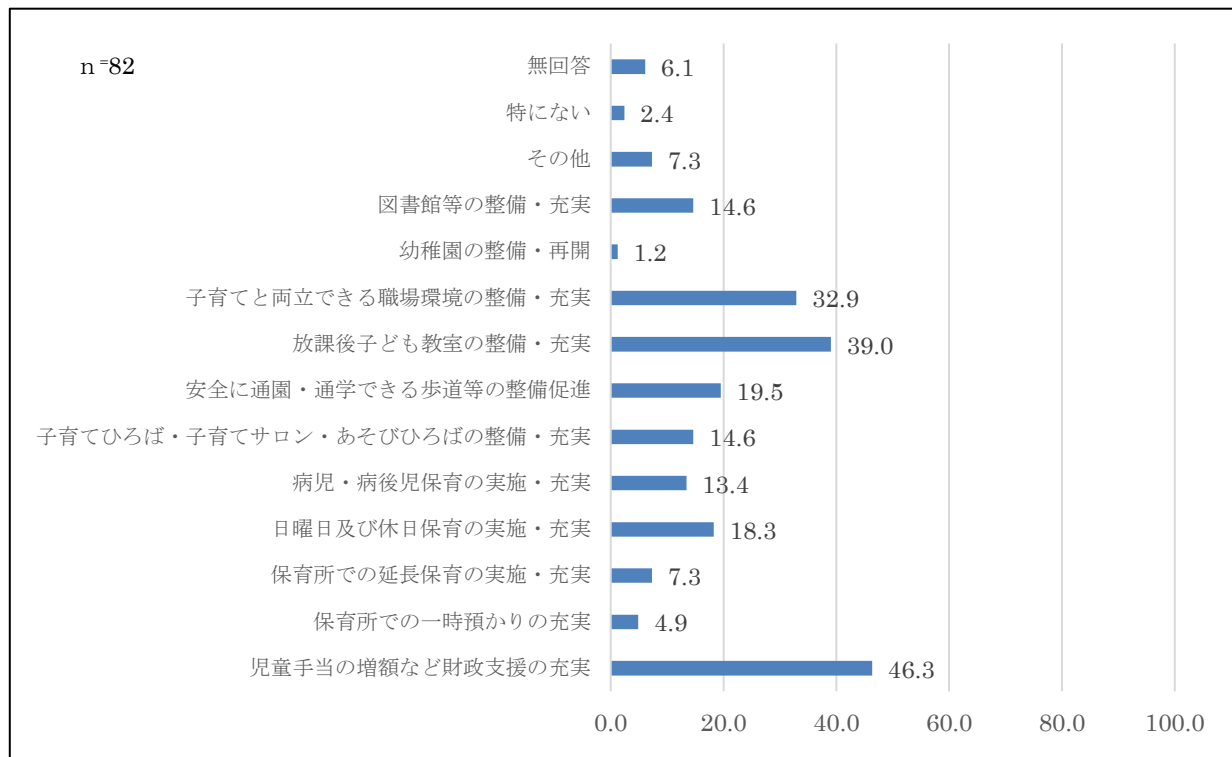
|                   | 今回調査 (%) | 前回調査 (%) | 差 (ポイント) |
|-------------------|----------|----------|----------|
| 子どもの発達や育児、しつけについて | 46.3     | 56.9     | ▲ 10.6   |
| 子ども向けイベント情報       | 58.5     | 52.8     | ▲ 5.8    |
| 医療機関情報            | 41.5     | 41.7     | ▲ 0.2    |
| 公園などの遊び場の情報       | 42.7     | 47.2     | ▲ 4.5    |
| 病気や障がいに関する相談窓口    | 14.6     | 9.7      | ▲ 4.9    |
| 子育てサークルなどの情報      | 4.9      | 9.7      | ▲ 4.8    |
| 心理的ストレスに対する窓口     | 7.3      | 9.7      | ▲ 2.4    |
| 絵本など子ども向け書籍の紹介    | 12.2     | 25.0     | ▲ 12.8   |
| アレルギーを持つ子ども向けの情報  | 7.3      | 9.7      | ▲ 2.4    |
| 乳幼児を連れて行きやすい飲食店情報 | 23.2     | 38.9     | ▲ 15.7   |
| 子育てしやすい住まいに関する情報  | 20.7     | 34.7     | ▲ 14.0   |
| 教育・保育施設の紹介・特徴     | 12.2     | 19.4     | ▲ 7.2    |
| その他               | 1.2      | 1.4      | ▲ 0.2    |
| 特になし              | 6.1      | 8.3      | ▲ 2.2    |
| 無回答               | 1.2      | 2.8      | ▲ 1.6    |
| 回答者数              | 82       | 72       |          |

また、町の子育て支援で力を入れて欲しいものについては、「児童手当の増額など財政支援の充実」が約4割半ばで最も多く、次いで「放課後子ども教室の整備・充実」「子育てと両立できる職場環境の整備・充実」が続いています。

前回調査と比較すると、「放課後子ども教室の整備・充実」や「児童手当の増額など財政支援の充実」が増加している一方で、第2期事業計画において実施開始した「保育所での一時預かりの充実」「保育所での延長保育の実施・充実」「病後児保育の実施・充実」が減少しています。

また、「安全に通園・通学できる歩道等の整備促進」は20ポイントと最も減少しています。

## ■ 最も望まれる子育て支援策



＜前回調査との比較＞

|                            | 今回調査（％） | 前回調査（％） | 差（ポイント） |
|----------------------------|---------|---------|---------|
| 児童手当の増額など財政支援の充実           | 46.3    | 31.9    | 14.4    |
| 保育所での一時預かりの充実              | 4.9     | 23.6    | ▲ 18.7  |
| 保育所での延長保育の実施・充実            | 7.3     | 15.3    | ▲ 8.0   |
| 日曜日及び休日保育の実施・充実            | 18.3    | 15.3    | 3.0     |
| 病児・病後児保育の実施・充実             | 13.4    | 25.0    | ▲ 11.6  |
| 子育てひろば・子育てサロン・あそびひろばの整備・充実 | 14.6    | 8.3     | 6.3     |
| 安全に通園・通学できる歩道等の整備促進        | 19.5    | 40.3    | ▲ 20.8  |
| 放課後子ども教室の整備・充実             | 39.0    | 19.4    | 19.6    |
| 子育てと両立できる職場環境の整備・充実        | 32.9    | 26.4    | 6.5     |
| 幼稚園の整備・再開                  | 1.2     | 0.0     | 1.2     |
| 図書館等の整備・充実                 | 14.6    | —       | —       |
| その他                        | 7.3     | 2.8     | 4.5     |
| 特になし                       | 2.4     | 0.0     | 2.4     |
| 無回答                        | 6.1     | 4.2     | 1.9     |
| 回答者数                       | 82      | 72      |         |

## ■ 自由記載欄

様々なご意見をいただきました。また、いただきましたご意見を大きく分類すると下表のような結果となりました。

|                          | 件数 |
|--------------------------|----|
| 放課後・長期休暇の過ごし方の整備（児童保育）   | 16 |
| 子ども・子育て世帯向け施設整備          | 11 |
| 保育の質向上・保育施設の整備           | 6  |
| 共働き家庭等への支援               | 3  |
| 子育て世帯向け住宅の整備             | 2  |
| 小児医療提供体制の充実              | 1  |
| ファミリー・サポート・センターの預かり施設の整備 | 1  |
| 子どもの安全確保・道路等整備           | 1  |
| 行政用語の解説の工夫               | 1  |

### 3. 子ども・子育て支援施策の取り組み状況と今後の課題

#### (1) 計画の進捗状況

第2期計画では、4つの「基本目標」を定めるとともに、「基本目標」に応じた具体的な「事業」を展開することで、第1期計画より掲げている基本理念の「すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進」してきました。

第2期計画で定めた事業は、全部で46あり、担当課において個別事業の点検・評価をした結果、計画に掲げた事業をおおむね達成できているもの（進捗状況「A」又は「B」）は計40事業で、その割合は87.0%となっており、第1期計画の62.9%を上回る進捗状況となりました。第3期計画においても、事業の充実を図り、目標達成に向けて取り組みを強化していく必要があります。

#### ■ 施策・事業の進捗状況評価結果

| 基本目標 — 施策の方向                                                                                              | 事業数 | 自己評価 |   |   |   |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|---|---|---|---|
|                                                                                                           |     | A    | B | C | D | E |
| 1：安心して子どもを生み、育てられる支援体制の充実<br>1-1：妊娠・出産期の支援と母子保健の充実<br>1-2：幼児期の教育・保育の提供体制の整備<br>1-3：地域における子ども・子育て支援サービスの充実 | 16  | 13   | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 2：すべての子どもが等しく健やかに成長できる環境の整備<br>2-1：児童虐待防止対策の充実<br>2-2：障がい児支援対策の充実<br>2-3：子どもと子育て家庭のための各種支援の充実             | 20  | 16   | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 3：子どもたちの生きる力と豊かな心の育成<br>3-1：豊かな心と健康な身体の育成推進<br>3-2：子どもの健全な育成のための環境整備                                      | 4   | 3    | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 4：子どもと子育て家庭に優しい地域づくりの推進<br>4-1：家庭や地域の子育て力の向上<br>4-2：子どもの安全を守り、子育てしやすい生活環境の整備<br>4-3：仕事と子育ての両立の推進          | 6   | 0    | 2 | 0 | 4 | 0 |
| 合計                                                                                                        | 46  | 32   | 8 | 2 | 4 | 0 |

#### <評価基準>

A評価：計画に掲げた施策を達成した（ほぼ100%の成果を上げることができた。）。

B評価：計画に掲げた施策をおおむね達成した（75%程度の成果を上げることができた。）。

C評価：現在、施策の達成に向けて動いている（半分程度の成果を上げることができた。）。

D評価：現在、施策の達成に向けて動き始めた（施策に着手し、動き始めることはできた。）。

E評価：現在、ほとんど手をつけていない、又は評価なし（施策に着手することができなかった。）。

## **(2) 主な取組状況と今後の課題整理**

本町の子ども・子育てを取り巻く現状や、アンケート調査等の結果、子ども・子育て支援施策の取組状況等から、子ども・子育て支援施策の充実に向けて体系的にまとめるため、第2期計画で示された基本目標と施策の方向ごとに課題を整理します。

### **① 安心して子どもを生み、育てられる支援体制の充実**

#### **【取組状況及び今後の課題】**

##### **1-1：妊娠・出産期の支援と母子保健の充実**

妊娠期・出産期・子育て期において、アンケートや面談、訪問により母子の心身の健康状態を把握し、早期からの関係づくりをとおして必要な相談支援を行ってきました。

今後の課題としては、子育てや発達等多様なニーズに対応できるよう相談機関としての周知や職員のスキルアップが必要となります。

##### **1-2：幼児期の教育・保育の提供体制の整備**

令和2年度に町内3か所あった保育所を1園に統合し、生後6か月からの受け入れ体制の整備と延長保育の実施、また保育料の無償化を行い、教育・保育の充実に取り組みました。

ニーズ調査の結果から、両親ともに就労している世帯（ひとり親世帯を含む）は85.4%で、就労形態も多様化しており、教育・保育事業へのニーズはさらに高まっています。

よって、今後も、教育・保育の質の向上を図り、子どもの成長発達に応じた保育の提供、保護者の育児負担の軽減を行っていきます。

##### **1-3：地域における子ども・子育て支援サービスの充実**

一時預かり事業や病後児保育事業など地域における支援サービス実施を令和2年度より開始しました。また子育て支援を必要とする方が必要なサービスを利用できるように、広報での情報提供や、子育て世代が育児やその他の悩みを相談できる場を定期的に設け、相談・助言等を行ってきました。

今後の課題としては、母子保健事業の周知や充実を図り、子どもの年齢に応じた育児情報の提供と相談できる体制を保護者のニーズに応じてさらに整備していく必要があります。

また、子育て世代をはじめ地域住民に対して、子育てに関する講演会を行い、地域全体で子育て世代を見守り、地域で子育てができる環境づくりをしていく必要があります。

## ② すべての子どもが等しく健やかに成長できる環境の整備

### 【取組状況及び今後の課題】

#### 2-1：児童虐待防止対策の充実

子ども家庭総合支援拠点を設置、要保護児童対策地域協議会や個別ケース検討会議の実施、関係機関と緊密に連携することで、虐待予防及び早期発見に努めてきました。

今後もさらに関係機関との連携を強化していきます。

#### 2-2：障がい児支援対策の充実

保健・医療・福祉・教育関係機関が連携し、支援が必要な子どもの早期発見・早期支援につなげ、必要なサービスを受けられる体制や環境を整備してきました。

今後は、障がいに対する理解の普及啓発活動の充実と、乳幼児期から発達特性の早期発見や対応への取り組みの充実を行います。そのために、専門職のスキルアップを行い、関係機関との連携や相談支援をさらに強化していく必要があります。

#### 2-3：子どもと子育て家庭のための各種支援の充実

すべての子どもが健康や勉学等における機会均等を享受できるように、経済的負担軽減を図ってきました。今後の課題としては、支援が必要な方へ支援制度の情報が提供されるよう、広報等で周知を徹底していく必要があります。

## ③ 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成

### 【取組状況及び今後の課題】

#### 3-1：豊かな心と健康な身体の育成推進

地域学校協働本部の活動として、協働活動支援員（サポーター）登録者 164 人と目標を達成し、地域を学ぶ総合学習等での支援を行うことができました。また、学校での問題の未然防止やメンタルヘルスへ対応するために小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、カウンセリングや助言等を行いました。

今後の課題としては、地域学校協働本部を充実させるために、地域のサポーターを活用し、教員の負担軽減等学校が抱える課題解決に取り組んでいく必要があります。

#### 3-2：子どもの健全な育成のための環境整備

放課後子ども教室で、放課後の安心安全な居場所づくりに取り組んでいます。また、年 1 回の情報モラル教室を開催し、有害情報から子どもたちを守る環境の整備を行いました。

今後の課題としては、安心安全な居場所の継続と子どもたちを有害情報から守るため、運営スタッフ等の人材確保と専門的な対応ができる職員の確保をしていく必要があります。

#### ④ 子どもと子育て家庭に優しい地域づくりの推進

##### 【取組状況及び今後の課題】

###### 4-1：家庭や地域の子育て力の向上

令和2年度よりファミリー・サポート・センターを設置し、提供会員の養成などを行ってきました。また、利用料助成を行い、経済的負担の軽減を図ってきました。

今後の課題としては、地域の子育て関連イベントや地区行事での周知活動を行い、会員数の増加と地域の方々と子育て世代との交流の活性化につなげ、相互援助活動を促進し、子育て世代の負担軽減につなげていく必要があります。

###### 4-2：子どもの安全を守り、子育てしやすい生活環境の整備

令和4年度末をもって県から補導専門職員の派遣が終了しました。

令和5年度からはスクールガードリーダーを1名増員した2名体制にし、毎日学校周辺の見回りを行ってきました。

今後は学校周辺だけでなく地域ボランティアによる地域での見守り活動を進め、さらに子どもの安全確保に努めていく必要があります。

###### 4-3：仕事と子育ての両立の推進

各種支援の相談体制の整備を十分に実施できませんでした。また、仕事と子育ての両立推進施策については、これまでのところ、広報等での周知にとどまっているため、より効果的な周知方法を検討する必要があります。

## 4. 第2期計画における主要事業の実績

### 1. 教育・保育の利用実績

(単位: 人、時点各年5月1日)

| 町全体  |     |           | 1号認定           | 2号認定 |    | 3号認定 |    | 提供体制           |     |   |
|------|-----|-----------|----------------|------|----|------|----|----------------|-----|---|
|      |     |           | 3～5歳           | 3～5歳 |    | 1・2歳 | 0歳 | 実施の有無<br>(○・×) | 箇所数 |   |
|      |     |           | 教育             | 教育   | 保育 | 保育   | 保育 |                |     |   |
| R2年度 | 実績値 | 確保量       |                | 0    | 0  | 60   | 33 | 12             | ○   | 1 |
|      |     | 特定教育・保育施設 | 保育所            |      |    | 48   | 21 | 1              | ○   | 1 |
|      |     |           | 認定こども園         |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 幼稚園            |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 小計             | 0    | 0  | 48   | 21 | 1              |     | 1 |
|      |     |           | (町外の利用)        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     | 特定地域型保育事業 | 小規模保育事業        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 家庭的保育事業        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 居宅訪問型保育        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 事業所内保育         |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 小計             | 0    | 0  | 0    | 0  | 0              |     | 0 |
|      |     | (町外の利用)   |                |      |    |      |    | ×              |     |   |
|      |     | その他       | 認可外保育施設        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 確認を受けない幼稚園     |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 企業主導型保育施設(地域枠) |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 小計             | 0    | 0  | 0    | 0  | 0              |     | 0 |
|      |     | (町外の利用)   |                |      |    |      |    | ×              |     |   |
|      |     | 上記以外の事業   |                |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      | 合計  |           | 0              | 0    | 48 | 21   | 1  |                | 1   |   |
| R3年度 | 実績値 | 確保量       |                | 0    | 0  | 60   | 33 | 12             | ○   | 1 |
|      |     | 特定教育・保育施設 | 保育所            |      |    | 41   | 24 | 3              | ○   | 1 |
|      |     |           | 認定こども園         |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 幼稚園            |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 小計             | 0    | 0  | 41   | 24 | 3              |     | 1 |
|      |     |           | (町外の利用)        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     | 特定地域型保育事業 | 小規模保育事業        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 家庭的保育事業        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 居宅訪問型保育        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 事業所内保育         |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 小計             | 0    | 0  | 0    | 0  | 0              |     | 0 |
|      |     | (町外の利用)   |                |      |    |      |    | ×              |     |   |
|      |     | その他       | 認可外保育施設        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 確認を受けない幼稚園     |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 企業主導型保育施設(地域枠) |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 小計             | 0    | 0  | 0    | 0  | 0              |     | 0 |
|      |     | (町外の利用)   |                |      |    |      |    | ×              |     |   |
|      |     | 上記以外の事業   |                |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      | 合計  |           | 0              | 0    | 41 | 24   | 3  |                | 1   |   |
| R4年度 | 実績値 | 確保量       |                | 0    | 0  | 60   | 33 | 12             | ○   | 1 |
|      |     | 特定教育・保育施設 | 保育所            |      |    | 40   | 23 | 8              | ○   | 1 |
|      |     |           | 認定こども園         |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 幼稚園            |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 小計             | 0    | 0  | 40   | 23 | 8              |     | 1 |
|      |     |           | (町外の利用)        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     | 特定地域型保育事業 | 小規模保育事業        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 家庭的保育事業        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 居宅訪問型保育        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 事業所内保育         |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 小計             | 0    | 0  | 0    | 0  | 0              |     | 0 |
|      |     | (町外の利用)   |                |      |    |      |    | ×              |     |   |
|      |     | その他       | 認可外保育施設        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 確認を受けない幼稚園     |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 企業主導型保育施設(地域枠) |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      |     |           | 小計             | 0    | 0  | 0    | 0  | 0              |     | 0 |
|      |     | (町外の利用)   |                |      |    |      |    | ×              |     |   |
|      |     | 上記以外の事業   |                |      |    |      |    |                | ×   |   |
|      | 合計  |           | 0              | 0    | 40 | 23   | 8  |                |     |   |

(単位:人、時点各年5月1日)

| 町全体              |     |           | 1号認定           | 2号認定 |    | 3号認定 |    | 提供体制           |     |   |
|------------------|-----|-----------|----------------|------|----|------|----|----------------|-----|---|
|                  |     |           | 3～5歳           | 3～5歳 |    | 1・2歳 | 0歳 | 実施の有無<br>(○・×) | 箇所数 |   |
|                  |     |           | 教育             | 教育   | 保育 | 保育   | 保育 |                |     |   |
| R<br>5<br>年<br>度 | 実績値 | 確保量       |                | 0    | 0  | 60   | 33 | 12             | ○   | 1 |
|                  |     | 特定教育・保育施設 | 保育所            |      |    | 44   | 28 | 2              | ○   | 1 |
|                  |     |           | 認定こども園         |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 幼稚園            |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 小計             | 0    | 0  | 44   | 28 | 2              |     | 1 |
|                  |     |           | (町外の利用)        |      |    | 1    |    |                | ○   |   |
|                  |     | 特定地域型保育事業 | 小規模保育事業        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 家庭的保育事業        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 居宅訪問型保育        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 事業所内保育         |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 小計             | 0    | 0  | 0    | 0  | 0              |     | 0 |
|                  |     | (町外の利用)   |                |      |    |      |    | ×              |     |   |
|                  |     | その他       | 認可外保育施設        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 確認を受けない幼稚園     |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 企業主導型保育施設(地域枠) |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 小計             | 0    | 0  | 0    | 0  | 0              |     | 0 |
|                  |     |           | (町外の利用)        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     | 上記以外の事業   |                |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     | 合計        |                | 0    | 0  | 45   | 28 | 2              |     | 2 |
| R<br>6<br>年<br>度 | 実績値 | 確保量       |                | 0    | 0  | 60   | 33 | 12             | ○   | 1 |
|                  |     | 特定教育・保育施設 | 保育所            | 0    | 0  | 42   | 32 | 4              | ○   | 1 |
|                  |     |           | 認定こども園         |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 幼稚園            |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 小計             | 0    | 0  | 42   | 32 | 4              |     | 1 |
|                  |     |           | (町外の利用)        |      |    | 1    |    |                | ○   | 1 |
|                  |     | 特定地域型保育事業 | 小規模保育事業        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 家庭的保育事業        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 居宅訪問型保育        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 事業所内保育         |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 小計             | 0    | 0  | 0    | 0  | 0              |     | 0 |
|                  |     | (町外の利用)   |                |      |    |      |    | ×              |     |   |
|                  |     | その他       | 認可外保育施設        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 確認を受けない幼稚園     |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 企業主導型保育施設(地域枠) |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     |           | 小計             | 0    | 0  | 0    | 0  | 0              |     | 0 |
|                  |     |           | (町外の利用)        |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     | 上記以外の事業   |                |      |    |      |    |                | ×   |   |
|                  |     | 合計        |                | 0    | 0  | 43   | 32 | 4              |     | 2 |

### ■ 3号認定子どもの保育利用率

|       |      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度  |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 児童数   | 0歳   | 16人   | 6人    | 20人   | 10人   | 14人    |
|       | 1・2歳 | 22人   | 29人   | 26人   | 30人   | 32人    |
| 実績    | 0歳   | 1人    | 3人    | 8人    | 2人    | 4人     |
|       | 1・2歳 | 21人   | 24人   | 23人   | 28人   | 32人    |
| 保育利用率 | 0歳   | 6.3%  | 50.0% | 40.0% | 20.0% | 28.8%  |
|       | 1・2歳 | 95.5% | 82.9% | 88.5% | 93.3% | 100.0% |

## 2. 地域子ども・子育て支援事業の実績

### (1) 利用者支援事業

|      |       | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------|-------|----|------|------|------|------|
| 確保方策 |       | 箇所 | 1    | 1    | 1    | 1    |
| 実績値  | 実施箇所数 | 箇所 | 1    | 1    | 1    | 1    |

### (2) 延長保育事業

|      |       | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------|-------|----|------|------|------|------|
| 確保方策 |       | 実人 | 80   | 80   | 80   | 80   |
| 実績値  | 利用人数  | 実人 | 14   | 18   | 25   | 16   |
|      | 実施箇所数 | 箇所 | 1    | 1    | 1    | 1    |

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

|      |       | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------|-------|----|------|------|------|------|
| 確保方策 |       | 実人 | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 実績値  | 利用人数  | 実人 | 0    | 0    | 0    | 0    |
|      | 実施箇所数 | 箇所 | 0    | 0    | 0    | 0    |

### (4) 子育て短期支援事業

|      |       | 単位   | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------|-------|------|------|------|------|------|
| 確保方策 |       | 延人／年 | 6    | 6    | 6    | 6    |
| 実績値  | 利用人数  | 延人／年 | 1    | 0    | 0    | 0    |
|      | 実施箇所数 | 箇所   | 1    | 1    | 1    | 1    |

### (5) 乳児家庭全戸訪問事業

|      |  | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------|--|----|------|------|------|------|
| 確保方策 |  | 人  | 12   | 12   | 12   | 11   |
| 実績値  |  | 人  | 6    | 20   | 9    | 15   |

(6) 養育支援訪問事業、要保護児童等に対する支援を資する事業

|      | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------|----|------|------|------|------|
| 確保方策 | 件  | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 実績値  | 件  | 0    | 0    | 0    | 0    |

(7) 地域子育て支援拠点事業

|      | 単位    | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------|-------|------|------|------|------|
| 確保方策 | 延回／月  | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 実績値  | 利用人数  | 延回／月 | 0    | 0    | 0    |
|      |       | 実人   | 0    | 0    | 0    |
|      | 実施箇所数 | 箇所   | 0    | 0    | 0    |

(8) 一時預かり事業

|      | 単位    | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------|-------|------|------|------|------|
| 確保方策 | 延人／年  | 120  | 120  | 120  | 120  |
| 実績値  | 利用人数  | 延人／年 | 16   | 18   | 33   |
|      | 実施箇所数 | 箇所   | 1    | 1    | 1    |

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）

|                | 単位              | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|----------------|-----------------|------|------|------|------|
| 確保方策           | 延人／年            | 65   | 65   | 65   | 65   |
| 実績値<br>(利用人数)  | 病児・病後児保育        | 延人／年 | 81   | 0    | 68   |
|                | ファミリー・サポート・センター | 延人／年 | 0    | 0    | 0    |
| 実績値<br>(実施箇所数) | 病児・病後児保育        | 箇所   | 1    | 1    | 1    |
|                | ファミリー・サポート・センター | 箇所   | 0    | 0    | 0    |

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

|      | 単位          | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------|-------------|------|------|------|------|
| 確保方策 | 延人／年        | 60   | 60   | 60   | 60   |
| 実績値  | 実施箇所数       | 箇所   | 1    | 1    | 1    |
|      | 利用人数（就学前児童） | 延人／年 | 0    | 4    | 15   |
|      | 利用人数（就学児童）  | 延人／年 | 0    | 4    | 0    |

(11) 妊婦健康診査

|      |      | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------|------|----|------|------|------|------|
| 確保方策 |      | 人回 | 160  | 160  | 160  | 160  |
| 実績値  | 人数   | 人  | 20   | 25   | 17   | 21   |
|      | 健診回数 | 人回 | 101  | 179  | 130  | 154  |

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

本計画では、第1期計画より継承している以下の理念を掲げ、子どもの健やかな成長及び安心して子育てできる環境を自助・共助・公助に基づき、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指します。

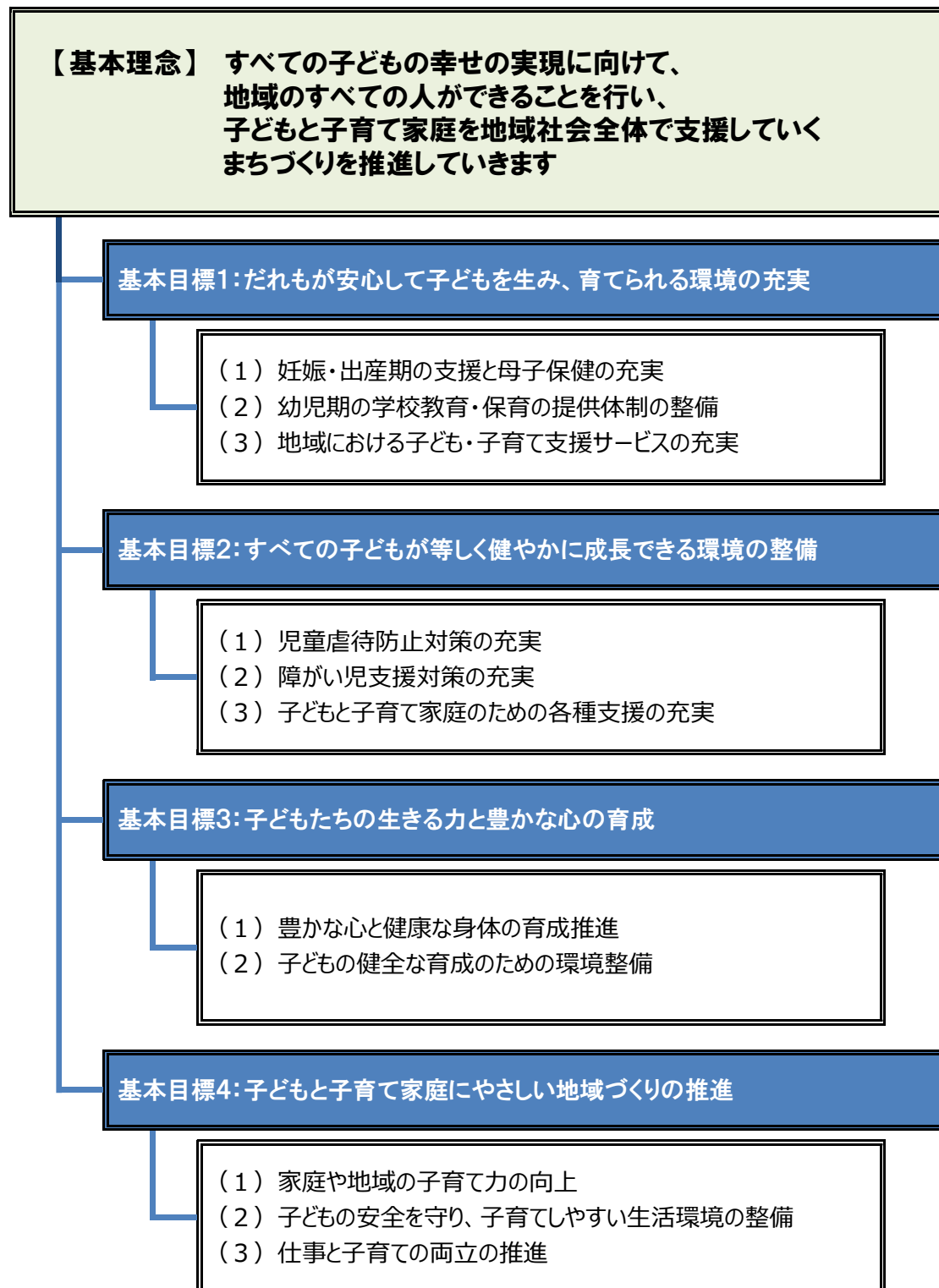
**すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していきます。**

### 2. 基本目標

基本理念に掲げるまちの実現に向け、次の基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

|                                                                                                                                                                                                           |                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| <b>基本目標 1</b>                                                                                                                                                                                             | <b>だれもが安心して子どもを生み、育てられる支援体制の充実</b> |
| 誰もが安心して子どもを生み、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、ライフサイクルに応じた医療体制の充実、子育ての不安や負担を軽減するための相談体制の充実等に取り組み、妊娠・出産期からの切れ目のない支援の提供に努めます。                                                                                          |                                    |
| また、保護者の就労状況や家庭の状況等の多様なニーズを踏まえ、地域における子ども・子育て支援サービスの量の確保を図るとともに、保育と教育の連携強化や母子保健、児童福祉の機能強化に取り組みます。                                                                                                           |                                    |
| <b>基本目標 2</b>                                                                                                                                                                                             | <b>すべての子どもが等しく健やかに成長できる環境の整備</b>   |
| 児童虐待などの子どもの権利を脅かす問題を未然に防ぎ、早期発見・早期対応ができるよう関係機関との連携強化や支援者のスキルアップに取り組みます。そして、子育て支援や個別対応をとおして、保護者とともに子どもの命を守り、健やかな成長を促す体制づくりを進めていきます。また、すべての子どもが必要な教育を受け、健全な育成が保障されるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減や障がいや発達特性に応じた対応の充実を図ります。 |                                    |
| <b>基本目標 3</b>                                                                                                                                                                                             | <b>子どもたちの生きる力と豊かな心の育成</b>          |
| 子どもたちが、学校や地域での経験により豊かな人間性、個性や多様性を尊重できる心や地域への愛着を育める環境づくりを行います。さらに、子どもたちが安全に遊べ、交流できるような居場所づくりの継続と、犯罪や有害情報等から守るための対策を講じていきます。                                                                                |                                    |
| <b>基本目標 4</b>                                                                                                                                                                                             | <b>子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりの推進</b>      |
| 子どもを地域で育てる観点から、子どもが快適な環境の中で成長でき、安全に生活できるよう子育て支援や家庭の見守りができる地域づくりを行います。さらに、親の働き方や職場環境に関する相談対応など、働きながら子育てする家庭を支援する環境づくりに取り組み、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を図ります。                                                 |                                    |

### 3. 施策の体系



## 第4章 施策の展開

### 1. だれもが安心して子どもを生み、育てられる支援体制の充実

#### (1) 妊娠・出産期の支援と母子保健の充実

乳幼児期に確立された生活リズムは、その後の成長に大きな影響を与えるとともに、生涯を通して健康的な生活を送るための出発点といえます。

家庭生活が中心となる乳幼児期は、親の生活習慣が子どもに大きな影響を与えるため、親自身の健康づくりや栄養等の基礎知識の習得などが重要になります。

このため、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子が健康を確保でき、また必要な成育医療等を切れ目なく提供されるように努めるとともに、子どもの成長段階に応じた健診や疾病の早期発見、食育の推進を通じ、健やかな成長と心身の健康づくりを支援します。

また、妊娠・出産期の女性は不安や悩みが生じやすい時期であるため、妊娠から出産、子育てまで、すべてのライフステージにおける相談体制を整備し、必要な支援へとつなげていきます。

#### 主な取り組み

##### ■ 不妊治療費の助成

○不妊に悩む夫婦に対し、高知県には特定不妊治療助成制度があります。大月町では一般不妊治療（タイミング法、人工授精、これらに関する医療機関各法の規定による不妊治療）及び特定不妊治療（体外受精、顕微授精）の治療費の一部を助成しています。

| 指標         | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|------------|------------|-------------|
| 利用啓発の広報の実施 | 年1回        | 年2回         |

（担当課：健康福祉課）

##### ■ 妊産婦・乳児一般健康診査（医療機関）の推進

○安心して妊娠・出産できるよう、母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査受診券と乳児健康診査受診券、妊婦歯科健康診査受診券を交付するとともに、受診勧奨に努め、母子の健康増進を図ります。

○妊娠届交付時から、支援が必要なハイリスク妊婦に関しては医療機関等と連携し、切れ目のない支援を行える体制整備に努めます。また、産後2週間健診、産後1か月健診の受診勧奨を行い、産後うつ病の早期発見・早期介入ができる体制を整えるように努めます。

○里帰り出産の妊産婦については、里帰り先の市町村と情報共有し、必要時に支援できる体制が整うように連携を図ります。

| 指標          | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|-------------|------------|-------------|
| 健康診査後フォロー率  | 100%       | 100%        |
| 妊婦歯科健診受診勧奨率 | 100%       | 100%        |

（担当課：健康福祉課）

## ■ 妊産婦・新生児訪問指導の充実

- 妊産婦・新生児のいる家庭に対する訪問指導を実施するとともに、健診後の効果的な事後指導に努めます。また、医療機関とも連携しながら産後うつ病の早期発見に努めます。
- また、妊娠中の妊婦とパートナーの喫煙について、妊産婦への健康状態への影響も懸念されることから、母子手帳発行時から継続的な禁煙指導を実施し、妊産婦・新生児の受動喫煙の防止に努めます。

| 指標        | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|-----------|------------|-------------|
| 妊産婦訪問の実施率 | 100%       | 100%        |
| 新生児訪問の実施率 | 100%       | 100%        |
| 妊婦の喫煙率    | 0%         | 0%          |
| 禁煙指導の実施率  | 100%       | 100%        |

（担当課：健康福祉課）

## ■ 乳幼児健康診査の推進

- 乳幼児期の発達の節目に健康診査を実施し、栄養・歯科指導を含めた育児等の保健指導を行います。また、未受診者に対する受診勧奨も積極的に行います。
- 健康診査問診票や健やか親子21アンケートを実施し、育児不安等で支援を必要としているすべての方を把握し、福祉や保育所等と連携しながらフォローできる体制を強化します。また、問診回答において、育てにくさを感じていると回答した親など支援を必要としている家庭を適切な支援につなげるように努めます。また、様々な相談へ対応するため専門職員のスキルアップに努めます。

| 指標                  | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|---------------------|------------|-------------|
| 乳幼児健康診査受診率          | 95.0%      | 100%        |
| 健やか親子21アンケート<br>実施率 | 100%       | 100%        |
| 虫歯のない3歳児の割合         | 87.5%      | 100%        |

（担当課：健康福祉課）

## ■ 予防接種事業の充実

- 感染症の発症予防のため、契約医療機関と協力し、予防接種の安全な実施に努めます。また、必要な予防接種が適切な時期に行えるよう啓発活動を実施します。

| 指標       | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|----------|------------|-------------|
| 予防接種の通知率 | 100%       | 100%        |

（担当課：健康福祉課）

## ■ 母子保健に関する各種相談の充実

○妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築するため、令和7年度からこども家庭センターを設置し、母子保健機能運営に係る職員（保健師等）を配置して妊娠、出産、育児に関する包括的な支援を行います。

○妊娠届出時に、「こども家庭センター」の周知を図るとともに、引き続き支援プランの策定や保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、妊娠期からの切れ目のない、一体的な支援の提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持や増進、育児不安の軽減等に努めます。

| 指標        | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|-----------|------------|-------------|
| 母子保健事業の啓発 | 年1回        | 年2回         |

（担当課：健康福祉課）

## ■ 食育の推進

○食事は健康な身体と豊かな心を育む基本であることを念頭に、子どもの発達段階に応じた食育教室や、保育所、小・中学校における自校方式の給食の提供、食生活改善活動を進める地域団体との連携による調理実習等を通じて、食育に関する知識の普及を図ります。

| 指標      | 基準値（令和5年度）                 | 目標値（令和11年度）                   |
|---------|----------------------------|-------------------------------|
| 地元食材の活用 | 小学校・中学校にて、地元食材を活用した調理実習の実施 | 小学校・中学校にて、地元食材を活用した調理実習の実施の継続 |

（担当課：健康福祉課）

## ■ 伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援）の充実

○妊娠届出時、妊娠後期、出産後の訪問や面談、アンケート等により、保健師・助産師が、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続き、利用できる支援サービス等を確認し、関係機関と連携し必要な支援につなげます。

| 指標         | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|------------|------------|-------------|
| アンケート調査実施率 | 100%       | 100%        |

（担当課：健康福祉課）

## ■ 5歳児健康診査の推進

○5歳児健診において、集団生活を送る上で求められる社会性や調和的な行動を確認・評価していきます。支援の必要性が認められる場合は、専門相談などを活用し、必要に応じてその後の医療、福祉、教育などのフォローアップにつなげ、就学に向けた支援を行い、保護者の心配の軽減につなげることを目的として、受診を推進していきます。

| 指標       | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|----------|------------|-------------|
| 5歳児健診受診率 | 未実施        | 100%        |

（担当課：健康福祉課）

## （２）幼児期の教育・保育の提供体制の整備

乳幼児期は、遊びや生活を通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。

乳幼児が通う保育所等については、施設整備や各種事業の見直しを定期的に行い、量の確保のみならず、質の高い教育・保育の提供に努めます。

### 主な取り組み

#### ■ 通常保育の充実

- 保護者が就労や疾病などにより、家庭において児童を保育することができない場合、保育所において家庭の保護者に代わって保育を行います。
- １～２歳児の保育や、産前産後休業や育児休業明けの保護者のニーズに対応するため、１歳未満児の保育についても令和２年度より生後１０か月から受入れを行い、令和３年度より生後６か月からの受入を行っています。
- 障がいのある児童の受入れを行うほか、町外保育所への入所申込者に対して入所の調整を行います。また、在住外国人の親とその子ども等が言葉や文化習慣の違いに困ることなく、安心して子育てや生活ができるよう配慮していきます。
- 令和元年１０月から国の無償化に加え、３歳未満児課税世帯についても完全無償化としています。今後も教育・保育施設の計画的な整備を推進するとともに、当面は現状のサービス水準を維持しつつ、質・量を低下させないように認可保育所として保育事業を実施していきます。

| 指標        | 基準値（令和５年度） | 目標値（令和１１年度） |
|-----------|------------|-------------|
| 待機児童      | ０％         | ０％          |
| 入所児童の受入年齢 | ６か月        | ６か月         |
| 保育無償化     | 町内在住無償化    | 町内在住無償化の継続  |

（担当課：教育委員会）

#### ■ 延長保育の実施

- 令和２年度のおおつき保育所開所時より、保育所で延長保育を実施しています（午前７時３０分～午後７時）。認定時間を超える場合は延長料金が掛かります。

| 指標      | 基準値（令和５年度） | 目標値（令和１１年度） |
|---------|------------|-------------|
| 保育の延長時間 | 午後７時まで     | 午後７時まで      |

（担当課：教育委員会）

## ■ 土曜 1 日保育の実施

○令和 2 年度のおおつき保育所開所時より、午後 5 時までの土曜 1 日保育を実施しています。  
利用には就労等の要件があります。

| 指標       | 基準値（令和 5 年度） | 目標値（令和 11 年度） |
|----------|--------------|---------------|
| 土曜日の保育時間 | 午後 5 時まで     | 午後 5 時まで      |

（担当課：教育委員会）

## ■ 幼保一体化の検討推進

○認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。本町では、幼稚園については現在休園しており、認定こども園については、現在のところ本町にはありません。

○保護者からの要望等を見極め、必要であれば認定こども園等の設置について検討していきます。

（担当課：教育委員会）

### (3) 地域における子ども・子育て支援サービスの充実

核家族化の進行や共働き世帯の増加など、子育てをめぐる環境は大きく変化しており、子育てに関する多様なニーズへの適切な対応が求められています。

このため、一時預かり事業や病後児保育事業等、地域における子育て支援サービスの更なる拡充に取り組みます。

また、これらのサービスを必要とする方が的確に利用できるように、令和7年度よりこども家庭センターを設置し、広報紙や子育てガイドブック等を活用して、子育て支援サービスの情報提供・相談体制の強化に努めます。

#### 主な取り組み

#### ■ 一時預かり事業の実施

○保育所に入所していない児童について、家庭での保育が一時的に困難となった場合に、保育所で有料にて保育を行います（午前8時～午後5時）。

| 指標          | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|-------------|------------|-------------|
| 一時預かり保育受入年齢 | 10か月       | 6か月         |

（担当課：教育委員会）

#### ■ 病後児保育の実施

○病気が「回復期」にあっても、集団保育が困難な時期に、保育所に付設された専用スペースで一時的に保育を行えるよう、人員の確保を図り、事業実施に努めます。

| 指標       | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|----------|------------|-------------|
| 病後児保育の実施 | 実施         | 事業の継続       |

（担当課：教育委員会）

#### ■ 母子保健事業の充実

○子育て世代が育児やその他の悩みなどを相談でき、子どもと一緒に楽しい時間を過ごしながら、乳幼児期の発育、発達状態の把握と離乳食についてや、年齢に応じた育児情報を提供できる体制を整備します。また妊娠中の保健指導（母親学級や両親学級を含む。）において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けることで、支援体制を強化します。

| 指標                    | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|-----------------------|------------|-------------|
| あそびひろば実施回数            | 12回        | 12回         |
| 産後のメンタルヘルスについての講話実施回数 | 未実施        | 年1回         |

（担当課：健康福祉課）

## ■ こども家庭センターの設置【母子保健機能】

○子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）が一体となった「こども家庭センター」を設置することで、福祉・保健・教育等の関係機関との連携を強化していきます。こども家庭センターでは、これまで個々の子育て家庭が抱える様々な事案に対し、別々の課・係で行っていた相談や支援を包括的に実施する体制を整え、子どもたちが心身ともに健やかに育つように、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に、様々な相談を受付、切れ目なく継続的に支援していきます。

また、妊婦から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築するため、こども家庭センターをワンストップ拠点とし、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

| 指標          | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|-------------|------------|-------------|
| こども家庭センター設置 | 未設置        | 設置          |

（担当課：健康福祉課）

## ■ ファミリー・サポート・センター事業の推進

○在宅子育て家庭や日常的に援助が受けられない子育て家庭への支援も視野に入れ、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）など、多様な子育て支援サービスの拡充について検討していきます。

○子育て援助活動支援事業では、事業周知活動を徹底していき、会員数の増加と地域の方々と子育て世代との交流の活性化につなげ、相互援助活動を促進し、子育て世代の負担軽減につなげていきます。

| 指標         | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|------------|------------|-------------|
| イベントでの周知活動 | 年2回        | 年3回         |
| 広報での周知     | 年1回        | 年2回         |
| 会員数        | 45人        | 75人         |

（担当課：健康福祉課）

## 2. すべての子どもが等しく健やかに成長できる環境の整備

### (1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識のもと、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、情報の共有に努めます。

また、令和7年度からこども家庭センターを設置し、地域の保育所や学校、要保護児童対策地域協議会などのネットワークと一体となって、要保護・要支援児童をはじめ、社会的養護を必要とする子どもやヤングケアラーなど困難な状況にあるすべての子どもや子育て家庭を継続的に支援し、虐待予防の取り組みを強化していきます。

#### 主な取り組み

#### ■ 要保護児童対策地域協議会※の充実

- 要保護児童対策地域協議会の構成機関が、代表者会議、実務者会議、ケース会議等で要保護児童に関する情報交換をして支援の方向を決め、連携して児童やその家庭を支援します。また虐待がみられる場合は、児童相談所に通報し、保護します。

| 指標        | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|-----------|------------|-------------|
| 実務者会議開催回数 | 2回         | 2回          |

（担当課：健康福祉課）

#### ※ 要保護児童対策地域協議会について

〔構成機関〕：幡多児童相談所、幡多福祉保健所、宿毛警察署、西部教育事務所、児童家庭支援センターわかくさ、町内小・中学校・保育所、該当する児が在籍する学校等、大月町民生・児童委員協議会、人権擁護委員、大月町社会福祉協議会、国民健康保険大月病院、教育委員会、健康福祉課

要保護児童対策地域協議会は、代表者会議 実務者会議 ケース会議に分かれています。

- 代表者会議は、各構成機関の代表者による会議で実務者会議、ケース会議が潤滑に運営されるために代表者（責任者）レベルでの連携を深めることを目的としています。
- 実務者会議は、すべてのケースについて把握し、援助方針等の見直しを図ります（研修・啓発活動）。
- ケース会議は、相談に応じて具体的な情報交換や援助を協議します。ケース会議では必要に応じて、構成機関以外の機関も招集することができます。

#### ■ 関係機関の連携による要保護児童対策の推進

- 要保護児童対策地域協議会を効果的に運営するため、調整機関を設置し、関係機関と緊密に連携し、虐待の予防と早期発見への取り組みの強化を図ります。

| 指標          | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|-------------|------------|-------------|
| 関係機関との情報交換会 | 月1回        | 月1回         |

（担当課：健康福祉課）

## ■ 個別ケース検討会議の実施と守秘義務遵守の徹底

- ケース会議は、構成機関からの情報、地域からの通報などで随時開催し、要保護児童について具体的な情報を交換し、支援対策を関係機関で検討します。
- 要保護児童対策地域協議会での検討内容は、大月町要保護児童対策地域協議会要綱第9条・第10条により守秘義務が定められていて、違反した者には罰則が科せられることを徹底します。

| 指標       | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|----------|------------|-------------|
| ケース会議の開催 | 随時開催       | 随時開催        |

（担当課：健康福祉課）

## ■ 養育支援訪問事業の推進

- 子育てに対して不安や孤独感を抱える家庭、また、虐待のおそれのある家庭など、養育支援の必要性があると思われる家庭に対して保健師等が訪問し、支援を行います。

| 指標             | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|----------------|------------|-------------|
| 要支援家庭に対する支援実施率 | 100%       | 100%        |

（担当課：健康福祉課）

## ■ こども家庭センターの設置【児童福祉機能】

- 子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）が一体となった「こども家庭センター」を設置することで、福祉・保健・教育等の関係機関との連携を強化していきます。
- こども家庭センターでは、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、子ども家庭支援員、虐待対応専門員を常時配置し、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期から子どもが社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援の実施に努めます。

| 指標          | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|-------------|------------|-------------|
| こども家庭センター設置 | 未設置        | 設置          |

（担当課：健康福祉課）

## (2) 障がい児支援対策の充実

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、支援が必要な子どもの早期発見・早期支援に努めるとともに、適切な医療の提供、教育支援体制の整備等の総合的な取り組みを推進します。

### 主な取り組み

#### ■ 障がいのある子どもの早期発見・早期支援の推進

- 子どもの健やかな成長を促すとともに、障がいの早期発見と支援を充実させ、すべての子どもたちが、必要なサービスを受けられるよう体制を整えます。
- 乳幼児健診の場では、子育てや発達についての相談を広く受け付け、支援の必要な乳幼児に速やかに対応できるよう対処していきます。また、保育所等とも連携を図り、専門職による保育所訪問等で観察し、保護者との共有を図り、必要時に適切な機関等へつなぎます。保育所訪問や相談会（親子カフェ）で継続的に支援をできる体制を整えるように努めます。
- 早期発見し、障がいのある子どもや家族を早期支援するために専門職員のスキルアップを行います。
- 発達につまずきのある児には、関係機関等と連携し、必要な支援を提供します。

| 指標            | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|---------------|------------|-------------|
| 乳幼児健診の実施      | 月1回        | 月1回         |
| ケースカンファレンスの実施 | 月1回        | 月1回         |
| 保育所訪問の実施      | 月1回        | 月1回         |
| 親子カフェ（相談会）の実施 | 2か月に1回     | 2か月に1回      |

（担当課：健康福祉課）

#### ■ 障がい児保育の充実

- 児童の健全な発達を支援するため、障がいのあるものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。

| 指標           | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|--------------|------------|-------------|
| 障がいのある児童への加配 | 1人につき保育士1人 | 1人につき保育士1人  |

（担当課：教育委員会）

#### ■ 障がいのある子どもへの就学支援の充実

- 保育所、学校との連携を深め、就学後も支援が途切れることなくスムーズに学校生活が送れるよう支援します。
- 発達障がい等支援を要する児童生徒が在籍する学校に、教員の補助及び該当児童生徒を支

援する職員を配置し、児童生徒の個性にあわせた教育を実施します。

| 指標           | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|--------------|------------|-------------|
| 巡回相談・教育相談の実施 | 実施         | 実施          |

（担当課：教育委員会）

## ■ 障がい児等相談支援に関する事業の推進

○発達の相談、身体機能の相談、聴覚視覚の相談のほか、広く子育ての相談といった、多岐にわたる相談対応をします。

○障がいの認定後、必要な児には自立支援サービスを提供します。これは、通所サービスや短期入所サービスなどがあります。

| 指標            | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|---------------|------------|-------------|
| サービス等利用計画の作成率 | 100%       | 100%        |

（担当課：健康福祉課）

## ■ 特殊教育設備整備事業の充実

○障がい児用教材備品等の整備を行います。

| 指標           | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|--------------|------------|-------------|
| 障がい児用教材備品の整備 | 100%       | 100%        |

（担当課：教育委員会）

## ■ 障がいに対する理解の啓発

○当事者だけでなく広く住民に障がいの理解が広がるような啓発活動に力を入れていきます。

| 指標       | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|----------|------------|-------------|
| 広報への情報掲載 | 未実施        | 年1回         |

（担当課：健康福祉課）

## ■ 医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築

○医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援にかかわる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場を設け、連携体制の構築に努めます。

| 指標      | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|---------|------------|-------------|
| 協議の場の設置 | 未設置        | 設置          |

（担当課：健康福祉課）

### (3) 子どもと子育て家庭のための各種支援の充実

18歳までの子ども(18歳に達する日以後の最初の3月末日までの者)の医療費助成や妊婦のための支援給付、幼児教育・保育の無償化実施に伴う子育てのための施設等利用給付を円滑に実施し、妊娠から出産、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

また、ひとり親家庭、生活困窮世帯など経済的に困難を抱える子育て家庭への支援の充実を図り、すべての子どもが健康や勉学等における機会均等を享受できるように努めます。

#### 主な取り組み

##### ■ 児童手当

- 18歳まで(高校生年代まで)の間、月額で3歳未満は、15,000円、3歳以上は、10,000円(第3子以降は30,000円)を年間6回支給します。

(担当課：健康福祉課)

##### ■ 児童福祉医療費助成制度

- 1歳未満の乳児、満1歳から小学校就学前までの幼児を養育する保護者に対し、乳幼児医療費助成を行うとともに、町単独の制度として、小・中・高校生等の児童及び乳幼児医療費助成制度の対象とならない幼児に係る医療費の自己負担分を助成し、18歳までの子どもの医療費を無料とします。

(担当課：健康福祉課)

##### ■ 児童扶養手当

- ひとり親世帯の保護者に手当を支給します

(担当課：健康福祉課)

##### ■ 特別児童扶養手当

- 中度以上の障がいのある在宅児童の保護者に手当を支給します。

(担当課：健康福祉課)

##### ■ 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費

- 生活保護及び生活保護に準じて生活に困窮している児童生徒の保護者に、学用品費・学校給食費等を限度額内で給付します。

| 指標    | 基準値(令和5年度) | 目標値(令和11年度) |
|-------|------------|-------------|
| 事業の周知 | 全児童生徒へ文書配布 | 広報等への掲載     |

(担当課：教育委員会)

## ■ 学校給食費軽減

○町内小・中学校に在学する児童が3名以上いる保護者の方で、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の助成を受けていない者の3人目から半額に軽減します。

| 指標      | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|---------|------------|-------------|
| 学校給食費軽減 | 3人目から半額    | 軽減範囲の拡充     |

（担当課：教育委員会）

## ■ 出生祝金

○大月町に住所を有し、かつ、居住し、引き続き町内に居住する意志のある保護者に対して、第1子10万円・第2子15万円・第3子以降20万円の出生祝金を支給しています。今後も経済的支援のため助成金について検討していきます。

（担当課：健康福祉課）

## ■ ひとり親家庭等の自立支援の推進

○ひとり親家庭が自立した生活を営めるように、相談事業や経済的支援、就業支援に取り組んでいきます。また、ひとり親家庭への自立支援に関する事業等を幅広く知ってもらえるよう、情報提供を行います。

| 指標       | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|----------|------------|-------------|
| 広報での情報提供 | 未実施        | 年1回         |

（担当課：健康福祉課）

## ■ 妊婦支援給付金（妊婦のための支援給付）

○妊娠中は出産準備、子どもが生まれた後は日々必要な子育て用品の購入や子育てサービスの利用などで増大する経済的負担の軽減のため、妊婦であることの認定後に5万円、妊娠している子ども1人につき5万円を支給します。

（担当課：健康福祉課）

## ■ ひとり親家庭等医療費助成制度

○ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を助成します。

（担当課：健康福祉課）

### 3. 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成

#### (1) 豊かな心と健康な身体の育成推進

学童期は子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。しかし、子どもを取り巻く環境が変化し、物質的にも恵まれる一方で、望ましい人間関係をつくりあげていくために必要な体験等が不足しているといわれています。

次代の担い手である子どもたちが、心豊かな人間性を備え、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、保護者や地域と連携した教育環境やスポーツ環境の整備に努めます。

#### 主な取り組み

##### ■ 地域学校協働本部の充実

○地域と学校が連携し、学校支援、部活動支援、見守り活動等、地域ぐるみでサポートすることにより、学力向上、生徒指導上の諸問題の解決、教員の部活動の軽減負担等学校が抱える様々な問題の解決・解消に取り組みます。

| 指標       | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|----------|------------|-------------|
| サポーター登録数 | 53人        | 60人         |

（担当課：教育委員会）

##### ■ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

○町内小・中学校へスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、子どもたちや保護者に対するカウンセリング及び助言等を行います。問題の未然防止や、早期発見・早期対応ができるよう継続していきます。

| 指標        | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|-----------|------------|-------------|
| SC、SSWの配置 | 小、中学校1名で対応 | 小、中学校各1名配置  |

（担当課：教育委員会）

##### ■ 子どものスポーツ環境整備

○スポーツを通じて、運動好きな子どもや日常から運動に親しむ子どもを増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力（いわゆる「フィジカルリテラシー」）の育成を図るように努めます。

| 指標                                     | 基準値（令和5年度）                             | 目標値（令和11年度）                      |
|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------|
| 小学校5年生及び中学校2年生における1週間の総運動時間60分未満の児童の割合 | 小学校5年生 男0%、女11.8%<br>中学校2年生 男0%、女42.9% | 小学校5年生 男0%、女0%<br>中学校2年生 男0%、女0% |

（担当課：教育委員会）

## (2) 子どもの健全な育成のための環境整備

幼児期・学童期から、様々な遊びや文化、スポーツ活動、地域活動などに日頃から親しみ、豊かな経験を重ねることは、人を思いやる心や信頼感、地域への愛着等、子どもの成長に大きな影響を与えるものです。しかし、近年、家族や地域の在り方の変化など、地域の連帯感が薄れつつある中で、子どもたちが集まり・考え・遊ぶ機会が減少しています。

このため、放課後や週末等に、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安心・安全に過ごすことのできる子どもの視点に立ったよりよい居場所づくりを推進します。

また、関係機関・団体、ボランティア等の地域住民と連携・協力して子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

### 主な取り組み

#### ■ 放課後子ども教室の充実

○町内小学校等の余裕教室を活用して、住民ボランティアの協力を得ながら、放課後等の児童の安全・安心な居場所づくりを推進します。

| 指標            | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|---------------|------------|-------------|
| 放課後子ども教室講師登録数 | 23人        | 30人         |

（担当課：教育委員会）

#### ■ 有害情報から子どもを守る環境の整備

○子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。

○地域の有害環境への対応や、インターネット等メディアによる有害情報対策を推進するため、関係機関の連携を図るとともに、フィルタリング（有害サイトアクセス制限）の利用促進のための情報の周知を図ります。

| 指標       | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|----------|------------|-------------|
| モラル教室の開催 | 年2回        | 年2回         |
| 育成だより発行  | 年1回        | 年1回         |

（担当課：教育委員会）

## 4. 子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりの推進

### (1) 家庭や地域の子育て力の向上

全国的に核家族化や地域社会のつながりの希薄化が進行し、「家庭や地域の教育力」が低下しているといわれています。

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域で活動する子育てや子育てにかかわるボランティアへの参加促進や、子ども会活動への必要な支援を行い、地域における子育て支援の担い手となる人材の確保、活用を図ります。

#### 主な取り組み

#### ■ 子育てにかかわる人材の育成

○少子高齢化の地域では、子育て家庭と地域とのかかわりが薄れる傾向にあります。また、子どもたちを地域で育てるためには、子育てにかかわる人材の育成が必要です。このため、子育て講演会を開催するなどして、ボランティア意識を学べる場を提供し、人材育成に努めます。

| 指標                      | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|-------------------------|------------|-------------|
| 子育て講演会の実施<br>（ボランティア養成） | 未実施        | 年1回         |

（担当課：教育委員会）

#### ■ ファミリー・サポート・センター事業の推進【再掲】

※再掲のため詳細については省略します。（45ページ掲載）

（担当課：健康福祉課）

## (2) 子どもの安全を守り、子育てしやすい生活環境の整備

身近な地域にいつでも気軽に出かけていき、安心して親子が過ごせるよう、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう、関係機関・関係団体と密接に連携して、交通事故防止対策や防犯に関する対策を推進します。

### 主な取り組み

#### ■ 児童生徒見守り事業の推進

○子どもたちが事故や犯罪に遭わないように、スクールガードリーダー等による、登下校の見守り活動を毎日行い、安全安心の確保を図ります。

| 指標                 | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|--------------------|------------|-------------|
| スクールガードリーダー見守り活動日数 | 年 200 日    | 年 200 日     |

（担当課：教育委員会）

### (3) 仕事と子育ての両立の推進

夫婦共働きのスタイルが増え、また、男女共同参画の視点からも男女が協力して子育てを行う重要性が指摘されています。働き方改革による就労時間の削減等が推進されていますが、働きやすい環境づくりや働き方の見直し等の雇用環境は整備途上であり、仕事と子育てが両立できる制度や環境の改善が求められています。このため、男女の固定的な役割分担意識の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる社会の実現に向けた働きかけに取り組むなど、夫婦が相互に協力しながら子育てし、仕事と子育てを両立できる環境づくりと共働き・共育てを推進します。

#### 主な取り組み

##### ■ 女性の働き方の見直し

○就労形態が多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化している中、働く女性の仕事と家庭生活との両立を推進するために、職場環境の改善に向けた事業主の意識啓発に取り組めます。

| 指標      | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|---------|------------|-------------|
| チラシでの周知 | 未実施        | 実施          |

（担当課：健康福祉課）

##### ■ 両立支援のための職場環境づくり

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる社会を実現していくためには、多様な働き方ができる環境を構築していくことが重要であり、職場で働く一人ひとりの意識改革を進め、安心して子育てができるように職場環境を改善していく必要があります。このため、広報等を通じ事業者の意識啓発に努めるとともに、相談窓口を設置し、関係機関につなぐことを行っています。

| 指標   | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|------|------------|-------------|
| 相談窓口 | 未設置        | 設置          |

（担当課：健康福祉課）

##### ■ 各種支援施策の周知

○国、高知県及び関連機関が実施している、仕事と子育ての両立支援事業や助成金・奨励金制度の情報を提供し、子育てしやすい職場づくりを支援します。

| 指標       | 基準値（令和5年度） | 目標値（令和11年度） |
|----------|------------|-------------|
| 広報での情報提供 | 未実施        | 年1回         |

（担当課：健康福祉課）

##### ■ ファミリー・サポート・センター事業の推進【再掲】

※再掲のため詳細については省略します。（45ページ掲載）

（担当課：健康福祉課）

## 第5章 主要事業の実施目標

### 1. 子ども・子育て支援新制度における事業の体系

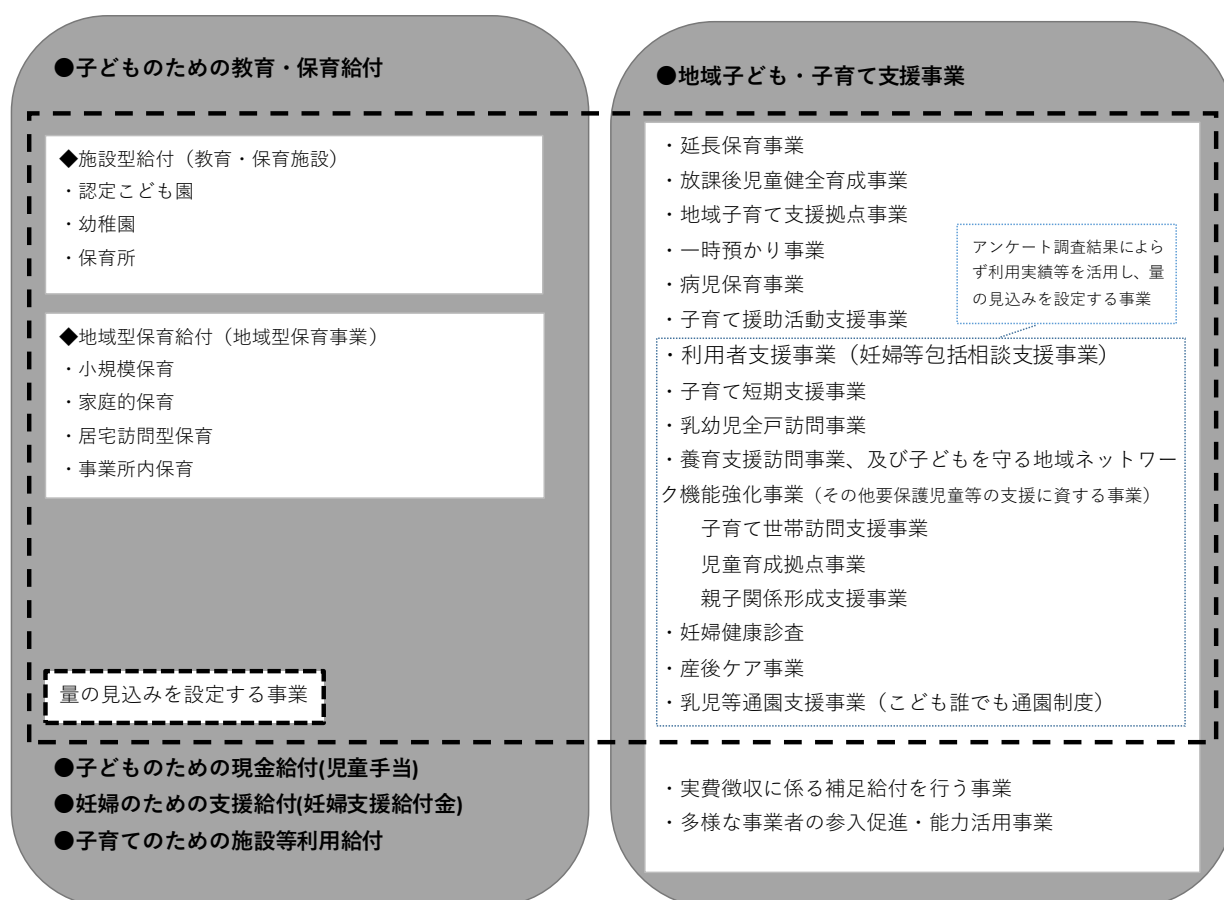
「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へ移行しました。

「子ども・子育て支援新制度」は、「子どもの最善の利益」を第一に、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されたもので、新制度において町は、子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

本計画で目標量を定める事業は、大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分けられ、幼児期の教育と、保育の必要性のある子どもへの保育については、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子どもの子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で15事業が定められており、その15事業は交付金の対象となります。

#### ■ 子ども・子育て支援の「給付」と事業の全体像



## 2. 教育・保育提供区域の設定

### (1) 教育・保育提供区域について

---

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、設定した区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」を示すこととされています。

※**量の見込み**…現在の利用状況及びニーズ調査等の利用希望等を踏まえて算出した、計画期間中の各年度における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みをいいます。

※**確保方策**…量の見込みに対応する施設の整備及び事業の拡充等を目指した、各年度における提供体制の確保の内容（各年度における施設・事業の目標整備量）をいいます。

### (2) 本町における教育・保育提供区域

---

本町では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を、1圏域（全町）と設定し、ニーズに応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の整備を推進していきます。

### 3. 量の見込み及び確保方策の設定方法

#### (1) 量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成していく必要があります。

量の見込みの算出にあたっては、児童数の将来推計とニーズ調査の結果を用い、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を推計し、具体的な目標設定を行っています。

しかし、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであり、町の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて教育・保育施設の配置状況、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用実績等を勘案して決めました。

#### ■ 児童人口推計

(単位：人)

| 年齢    | 実績   | 推計   |      |      |       |       |
|-------|------|------|------|------|-------|-------|
|       | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
| 0歳    | 14   | 14   | 14   | 14   | 12    | 10    |
| 1～2歳  | 32   | 24   | 29   | 29   | 27    | 23    |
|       | 1歳   | 9    | 14   | 14   | 12    | 10    |
|       | 2歳   | 23   | 10   | 15   | 15    | 13    |
| 3～5歳  | 43   | 51   | 42   | 48   | 40    | 45    |
|       | 3歳   | 9    | 23   | 10   | 15    | 15    |
|       | 4歳   | 19   | 9    | 23   | 15    | 15    |
|       | 5歳   | 15   | 19   | 9    | 23    | 15    |
| 6～11歳 | 106  | 96   | 95   | 86   | 94    | 89    |
|       | 6歳   | 11   | 15   | 19   | 9     | 10    |
|       | 7歳   | 15   | 11   | 15   | 9     | 23    |
|       | 8歳   | 15   | 15   | 11   | 19    | 9     |
|       | 9歳   | 18   | 15   | 15   | 11    | 19    |
|       | 10歳  | 20   | 19   | 16   | 16    | 12    |
|       | 11歳  | 27   | 21   | 19   | 16    | 12    |
| 計     | 195  | 185  | 180  | 177  | 173   | 167   |

資料：令和6年：住民基本台帳（4月1日）

令和7年～令和11年：住民基本台帳（各年4月1日）を基にコーホート変化率法を用いて推計

#### (2) 確保方策の設定

今後の施設整備状況等を考慮の上、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「確保方策（確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な提供体制の整備に努めます。

## 4. 教育・保育の量の見込みと提供体制

### (1) 教育・保育に関する施設・事業について

小学校就学前の子どもが日常的に通う施設であり、「教育・保育施設」と「地域型保育事業」に区分されます。

#### ■ 教育・保育施設

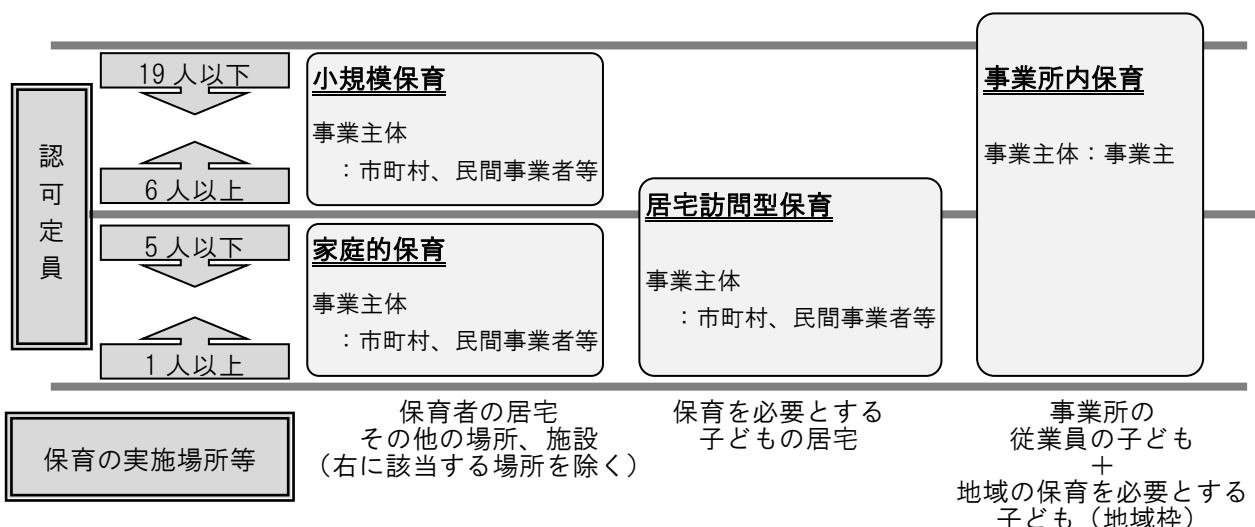
| 種別     | 概要                                  | 対象年齢 |
|--------|-------------------------------------|------|
| 認定こども園 | 保護者の就労にかかわらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設 | 0～5歳 |
| 幼稚園    | 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設       | 3～5歳 |
| 保育所    | 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設     | 0～5歳 |

(注) 教育・保育施設のうち、町が施設型給付の対象として確認したものを「特定教育・保育施設」といいます。

#### ■ 地域型保育事業

| 種別        | 概要                                                                     | 対象年齢 | 利用定員  |
|-----------|------------------------------------------------------------------------|------|-------|
| 家庭的保育事業   | 家庭的な雰囲気のもとで、少人数で保育を行う事業                                                | 0～2歳 | 5人以下  |
| 小規模保育事業   | 少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行う事業                                         |      | 6～19人 |
| 居宅訪問型保育事業 | 障がい害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で、1対1で保育する事業 |      | —     |
| 事業所内保育事業  | 会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業                                |      | —     |

(注) 地域型保育事業のうち、町が地域型保育給付の対象として確認したものを「特定地域型保育事業」といいます。



## (2) 保育の必要性・必要量の認定（教育・保育給付認定）について

認定こども園・幼稚園・保育所や地域型保育事業の利用にあたっては、「教育・保育給付認定」を受ける必要があり、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、教育・保育給付認定を行います。

教育・保育給付認定は、子どもの年齢や、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情等に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があり、2号認定及び3号認定は、保護者の就労時間等により、保育施設等の利用時間について「保育標準時間（最長11時間までの利用）」と「保育短時間（最長8時間までの利用）」の2種類に区分されます。認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

### ■ 認定区分

| 認定区分              | 年齢   | 保育の必要性 | 提供施設                                  | 利用時間              |
|-------------------|------|--------|---------------------------------------|-------------------|
| 1号認定<br>(1号認定子ども) | 3～5歳 | なし     | ・教育・保育施設<br>(認定こども園及び幼稚園)             | ①教育標準時間           |
| 2号認定<br>(2号認定子ども) | 3～5歳 | あり     | ・教育・保育施設<br>(認定こども園及び保育所)             | ②保育標準時間<br>③保育短時間 |
| 3号認定<br>(3号認定子ども) | 0～2歳 | あり     | ・教育・保育施設<br>(認定こども園及び保育所)<br>・地域型保育事業 | ②保育標準時間<br>③保育短時間 |

## (3) 教育・保育の量の見込みと確保方策

本町では、令和6年度時点、教育・保育施設（保育所）において計105名の提供体制があり、国が示した方法に従って算出した各年度の量の見込みに対応することが可能です。

なお、1号認定子ども及び2号認定で幼児期の教育ニーズがある子どもについては、該当者がいない見込みです。

■ 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

|               |       |           | 1号      | 2号     |         | 3号       |     |     | 提供体制  |     |     |
|---------------|-------|-----------|---------|--------|---------|----------|-----|-----|-------|-----|-----|
|               |       |           | 3～5歳    |        |         | 2歳       | 1歳  | 0歳  |       |     |     |
|               |       |           | 教育      | 教育     | 保育      | 保育       | 保育  | 保育  |       |     |     |
| 令和7年度         | 量の見込み |           | 0人      | 0人     | 51人     | 10人      | 14人 | 11人 | 実施の有無 | 箇所数 |     |
|               |       |           | 教育：計0人  |        | 保育：計86人 |          |     |     |       |     |     |
|               | 確保の内容 | 確保量のまとめ   |         | 教育：計0人 |         | 保育：計105人 |     |     |       |     |     |
|               |       | 特定教育・保育施設 | 保育所     | 0人     | 0人      | 60人      | 17人 | 16人 | 12人   | ○   | 1箇所 |
|               |       |           | 認定こども園  |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       |           | 幼稚園     |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       | 地域型保育事業   | 小規模保育   |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       |           | 家庭的保育   |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       |           | 居宅訪問型保育 |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       | 事業所内保育    |         |        |         |          |     |     | ×     |     |     |
| 確認を受けない幼稚園    |       |           |         |        |         |          |     | ×   |       |     |     |
| その他（認可外保育施設等） |       |           |         |        |         |          |     | ×   |       |     |     |
| 令和8年度         | 量の見込み |           | 0人      | 0人     | 42人     | 15人      | 14人 | 11人 | 実施の有無 | 箇所数 |     |
|               |       |           | 教育：計0人  |        | 保育：計82人 |          |     |     |       |     |     |
|               | 確保の内容 | 確保量のまとめ   |         | 教育：計0人 |         | 保育：計105人 |     |     |       |     |     |
|               |       | 特定教育・保育施設 | 保育所     | 0人     | 0人      | 60人      | 17人 | 16人 | 12人   | ○   | 1箇所 |
|               |       |           | 認定こども園  |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       |           | 幼稚園     |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       | 地域型保育事業   | 小規模保育   |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       |           | 家庭的保育   |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       |           | 居宅訪問型保育 |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       | 事業所内保育    |         |        |         |          |     |     | ×     |     |     |
| 確認を受けない幼稚園    |       |           |         |        |         |          |     | ×   |       |     |     |
| その他（認可外保育施設等） |       |           |         |        |         |          |     | ×   |       |     |     |
| 令和9年度         | 量の見込み |           | 0人      | 0人     | 48人     | 15人      | 14人 | 11人 | 実施の有無 | 箇所数 |     |
|               |       |           | 教育：計0人  |        | 保育：計88人 |          |     |     |       |     |     |
|               | 確保の内容 | 確保量のまとめ   |         | 教育：計0人 |         | 保育：計105人 |     |     |       |     |     |
|               |       | 特定教育・保育施設 | 保育所     | 0人     | 0人      | 60人      | 17人 | 16人 | 12人   | ○   | 1箇所 |
|               |       |           | 認定こども園  |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       |           | 幼稚園     |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       | 地域型保育事業   | 小規模保育   |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       |           | 家庭的保育   |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       |           | 居宅訪問型保育 |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       | 事業所内保育    |         |        |         |          |     |     | ×     |     |     |
| 確認を受けない幼稚園    |       |           |         |        |         |          |     | ×   |       |     |     |
| その他（認可外保育施設等） |       |           |         |        |         |          |     | ×   |       |     |     |
| 令和10年度        | 量の見込み |           | 0人      | 0人     | 40人     | 15人      | 12人 | 9人  | 実施の有無 | 箇所数 |     |
|               |       |           | 教育：計0人  |        | 保育：計76人 |          |     |     |       |     |     |
|               | 確保の内容 | 確保量のまとめ   |         | 教育：計0人 |         | 保育：計105人 |     |     |       |     |     |
|               |       | 特定教育・保育施設 | 保育所     | 0人     | 0人      | 60人      | 17人 | 16人 | 12人   | ○   | 1箇所 |
|               |       |           | 認定こども園  |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       |           | 幼稚園     |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       | 地域型保育事業   | 小規模保育   |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       |           | 家庭的保育   |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       |           | 居宅訪問型保育 |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |       | 事業所内保育    |         |        |         |          |     |     | ×     |     |     |
| 確認を受けない幼稚園    |       |           |         |        |         |          |     | ×   |       |     |     |
| その他（認可外保育施設等） |       |           |         |        |         |          |     | ×   |       |     |     |

|               |        |           | 1号      | 2号     |         | 3号       |     |     | 提供体制  |     |     |
|---------------|--------|-----------|---------|--------|---------|----------|-----|-----|-------|-----|-----|
|               |        |           | 3～5歳    |        |         | 2歳       | 1歳  | 0歳  |       |     |     |
|               |        |           | 教育      | 教育     | 保育      | 保育       | 保育  | 保育  |       |     |     |
| 令和11年度        | 量の見込み  |           | 0人      | 0人     | 45人     | 13人      | 10人 | 8人  | 実施の有無 | 箇所数 |     |
|               |        |           | 教育：計0人  |        | 保育：計76人 |          |     |     |       |     |     |
|               | 確保の内容  | 確保量のまとめ   |         | 教育：計0人 |         | 保育：計105人 |     |     |       |     |     |
|               |        | 特定教育・保育施設 | 保育所     | 0人     | 0人      | 60人      | 17人 | 16人 | 12人   | ○   | 1箇所 |
|               |        |           | 認定こども園  |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |        |           | 幼稚園     |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |        | 地域型保育事業   | 小規模保育   |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |        |           | 家庭的保育   |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               |        |           | 居宅訪問型保育 |        |         |          |     |     |       | ×   |     |
|               | 事業所内保育 |           |         |        |         |          |     |     | ×     |     |     |
| 確認を受けない幼稚園    |        |           |         |        |         |          |     | ×   |       |     |     |
| その他（認可外保育施設等） |        |           |         |        |         |          |     | ×   |       |     |     |

### ■ 3号認定子どもの保育利用率

|       |    | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 推計児童数 | 0歳 | 14人    | 14人    | 14人    | 12人    | 10人    |
|       | 1歳 | 14人    | 14人    | 14人    | 12人    | 10人    |
|       | 2歳 | 10人    | 15人    | 15人    | 15人    | 13人    |
| 量の見込み | 0歳 | 11人    | 11人    | 11人    | 9人     | 8人     |
|       | 1歳 | 14人    | 14人    | 14人    | 12人    | 10人    |
|       | 2歳 | 10人    | 15人    | 15人    | 15人    | 13人    |
| 保育利用率 | 0歳 | 78.6%  | 78.6%  | 78.6%  | 75.0%  | 80.0%  |
|       | 1歳 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
|       | 2歳 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

## 5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### (1) 利用者支援事業

#### ●利用者支援事業

##### ■ 事業概要

子どもや保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用などについて、情報の集約と提供を行い、妊婦やその配偶者を含む保護者等からのそれらの利用にあたっての相談に応じる事業です。また、関係機関との連絡や調整等を行います。

##### ■ 量の見込みと確保方策

本町では、子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）が一体となった「こども家庭センター」を令和7年度以降に設置することで、福祉・保健・教育等の関係機関と連携を強化し、妊婦やその配偶者又は子どももしくはその保護者等に対して、面談等で妊娠から出産、子育てにおけるそれぞれの段階に対応した相談や支援を行い、個々のニーズや状況に適した施設・事業の情報を提供していきます。

(単位：箇所)

|            | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み     | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 基本型        | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 特定型        | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| こども家庭センター型 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ②確保の内容     | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 基本型        | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 特定型        | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| こども家庭センター型 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 差 (②－①)    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

(注) 基本型・特定型：職員配置－専任職員（利用者支援専門員）を1名以上。

こども家庭センター型：職員配置－センター長、統括支援員（センター長兼務可）を1名、母子保健機能運営に係る職員（保健師等）を1名以上、児童福祉機能運営に係る職員を1名以上。

## ●妊婦等包括相談支援事業

### ■ 事業概要

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報提供、相談その他の援助を行う事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策

本町では、妊娠届出時、妊娠後期（妊婦訪問）、出生後（産後ケア訪問、新生児訪問）の面談や妊娠8か月と産後のアンケート調査により、保健師・助産師が、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じています。妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービス等を確認し、関係機関とも連携して必要な支援につなげていきます。

（単位：年間延べ回数）

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み    | 70    | 70    | 70    | 60     | 50     |
| 妊娠届出数     | 14    | 14    | 14    | 12     | 10     |
| 一組当たり面談回数 | 5     | 5     | 5     | 5      | 5      |
| ②確保の内容    | 70    | 70    | 70    | 60     | 50     |
| こども家庭センター | 70    | 70    | 70    | 60     | 50     |
| 上記以外      | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 差（②－①）    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## (2) 延長保育事業

### ■ 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策

延長保育事業については、令和2年度より実施しており、今後も事業実施体制を整備し、サービスを提供していきます。

(単位：人、箇所)

|         | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み  | 24    | 23    | 25    | 22     | 21     |
| ②確保の内容  | 80    | 80    | 80    | 80     | 80     |
| 実施箇所数   | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 差 (②－①) | 56    | 57    | 55    | 58     | 59     |

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### ■ 事業概要

仕事などで日中保護者が家庭にいない、おおむね小学校の児童を対象に、授業の終了後に公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です（放課後児童クラブ）。

#### ■ 量の見込みと確保方策

放課後児童健全育成事業については、現在、本町では実施していませんが、「放課後子ども教室」として子どもたちに放課後の安全な居場所を提供しています。

放課後子ども教室の令和5年度の年間延べ利用者数は15,317人となり増加傾向にあり、また、放課後子ども教室は、保護者の就労状況に関係なく利用でき、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）の確保という観点からメリットが大きいと、今後も継続して実施していきます。

一方で、ニーズ調査の結果からは、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に対する保護者の利用希望もあるため、今後、他の事業と連携した取り組みを検討していきます。

（単位：人、箇所）

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 37    | 37    | 34    | 37     | 34     |
| 1年生    | 7     | 9     | 4     | 10     | 5      |
| 2年生    | 5     | 7     | 9     | 4      | 10     |
| 3年生    | 7     | 5     | 7     | 9      | 4      |
| 4年生    | 5     | 5     | 4     | 5      | 6      |
| 5年生    | 6     | 5     | 5     | 4      | 5      |
| 6年生    | 7     | 6     | 5     | 5      | 4      |
| ②確保の内容 | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 実施箇所数  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 差（②－①） | ▲ 37  | ▲ 37  | ▲ 34  | ▲ 37   | ▲ 34   |

■放課後子ども教室と放課後児童クラブの解説

|                  | 放課後子ども教室                                                                 | 放課後児童クラブ                                                                               |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要             | 子どもたちに、放課後や週末などに学習支援やスポーツ・文化活動などのさまざまな体験活動を提供し、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するもの。 | 保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や週末に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るとともに仕事と子育ての両立を支援するもの。       |
| 国所管              | 文部科学省                                                                    | こども家庭庁(交付金は内閣府)                                                                        |
| 実施状況<br>(R5.4.1) | 本町で実施中<br>33／34 市町村・144 箇所(146／186 校)                                    | 本町では未実施<br>20／34 市町村・188 箇所(97／186 校)                                                  |
| 対象児童             | 地域全ての児童                                                                  | 留守家庭(共働き家庭等)                                                                           |
| 実施条件             | ・地域学校協働活動推進員等(地域コーディネーター含む)必置                                            | ・放課後児童支援員の資格取得者の配置<br>・専用区画面積 児童 1 人あたり 1.65 m <sup>2</sup> 以上<br>・1支援の単位の児童の数 概ね 40 人 |
| 開所日数             | 原則年間 200 日以下                                                             | 原則年間 250 日以上                                                                           |
| 開所時間数            | 1日4時間以内                                                                  | 平日:1日3時間以上<br>長期休暇等:1日8時間以上                                                            |
| 従事者              | 本町は、「大月町放課後子ども教室」へ委託<br>・有償ボランティア                                        | 県下では、保護者が組織した団体へ委託することが多い。<br>・放課後児童支援員の資格取得者 1名以上                                     |
| 利用料徴収            | ・原則、無料<br>・災害保険料と、活動に係る実費を徴収している市町村が多い。                                  | ・原則、保護者負担あり<br>(5,000 円～8, 000 円/月)<br>・おやつ代、弁当代等の実費徴収あり                               |

#### (4) 子育て短期支援事業

##### ■ 事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業、夜間養護等事業：トワイライトステイ事業）。

##### ■ 量の見込みと確保方策

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）については、現在健康福祉課が窓口となり、希望があれば四万十市の若草園に委託し、受入れを行っています。

第1期計画期間中の利用はなく、第2期計画期間中は1名の利用がありました。また、本事業は保護者の疾病等により利用できるもので、計画的な利用は想定できないものであるが、引き続き委託契約を締結し、緊急の際に対応できる状況を維持していくとともに、町広報に掲載して事業の周知を行い、必要な支援につなげていきます。

（単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所）

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| ②確保の内容 | 6     | 6     | 6     | 6      | 6      |
| 実施箇所数  | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 差（②－①） | 6     | 6     | 6     | 6      | 6      |

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

### ■ 事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策

本町では、健康福祉課の保健師による新生児訪問にて対応しており、生後1か月以内に訪問等で、母子の健康状態などを確認し、必要な保健指導を実施しています。

また、里帰り出産等町外に在住の場合は、該当市町村に訪問を依頼するなどの対応をしています。

現在の実施体制で利用ニーズに対応していくことにより、すべての家庭を訪問し、支援を行っていきます。

(単位：人)

|        |      | 令和7年度       | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|------|-------------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み |      | 14          | 14    | 14    | 12     | 10     |
| ②確保の内容 | 実施体制 | 保健師2名、助産師1名 |       |       |        |        |
|        | 実施機関 | 大月町         |       |       |        |        |

(6) 養育支援訪問事業、及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業  
の他要保護児童等に対する支援を資する事業)

(そ

■ 事業概要

●養育支援訪問事業…養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。

●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業…要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業です。

●子育て世帯訪問支援事業…訪問による生活支援事業です。

（例）家事支援、子どもの送迎、子育ての助言

●児童育成拠点事業…学校や家以外の子どもの居場所支援事業です。

（例）居場所の提供、食事提供、生活リズム・メンタル調整、学習支援

●親子関係形成支援事業…親子関係の構築に向けた支援事業です。

（例）講義、グループワーク、ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ

■ 量の見込みと確保方策

各事業とも量は見込まれていませんが、今後も健康福祉課、教育委員会などの関係部署や関係機関との連携を強化して、必要な体制の整備を図り、必要に応じて、子育て中の家庭に情報の提供や保健指導のための相談支援・訪問支援等を行います。

また、乳幼児健診や子育てひろばなどの機会も利用し、支援の必要な家庭に対応していきます。

## (7) 地域子育て支援拠点事業

### ■ 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策

地域子育て支援拠点事業は、現在、本町では実施していませんが、必要に応じ、保健師・助産師・児童見守り相談員等による、発育・発達状態についてのアドバイスや育児情報等の提供を行っています。

(単位：人回(月間延べ利用回数)、箇所)

|         | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み  | 36    | 35    | 37    | 32     | 32     |
| ②確保の内容  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 実施箇所数   | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 差 (②－①) | ▲ 36  | ▲ 35  | ▲ 37  | ▲ 32   | ▲ 32   |

## (8) 一時預かり事業

### ■ 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策

一時預かり事業（幼稚園型）については、現在、本町では実施していません。

幼稚園型を除く一時預かりについては、令和2年度より実施しており、事業実施体制を整備し、サービスを提供していきます。

また、令和2年度からファミリー・サポート・センターを開設しており、その中で子どもの一時的な預かりに対するニーズに対応していきます。

※国が示す量の見込みの算出方法では、就学前児童を対象としたファミリー・サポート・センター事業による一時預かりについても本事業の中で見込むこととなりますが、本町では、保育所での一時預かりと区別し、「(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の中で、就学前児童及び就学児童を対象とした一時預かり等の量の見込みと確保方策を掲載しています。

(単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所)

|                | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み         | 105   | 108   | 112   | 99     | 92     |
| 一時預かり（幼稚園型）    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 一時預かり（幼稚園型を除く） | 105   | 108   | 112   | 99     | 92     |
| ②確保の内容         | 120   | 120   | 120   | 120    | 120    |
| 一時預かり（幼稚園型）    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 実施箇所数          | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 保育所での一時預かり     | 120   | 120   | 120   | 120    | 120    |
| 実施箇所数          | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 差（②－①）         | 15    | 12    | 8     | 21     | 28     |

## (9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）

### ■ 事業概要

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病気の子ども及び病気からの回復期にある子どもの保育を行う事業です。

また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応型強化事業〕）は、「援助を希望する者（利用会員）」と「援助に協力できる者（サポート会員）」が育児の相互援助活動を行う事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策

病児保育事業（体調不良時対応型）については、令和2年度より実施しており、事業実施体制を整備し、サービスを提供していきます。

また、今回のニーズ調査では利用ニーズがありませんでしたが、ファミリー・サポート・センターの病児・緊急対応型強化事業（病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応等）の実施についても、ニーズに応じて対応を検討していきます。

（単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所）

|                  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み           | 62    | 59    | 63    | 55     | 54     |
| ②確保の内容           | 65    | 65    | 65    | 65     | 65     |
| 病児・病後児保育         | 65    | 65    | 65    | 65     | 65     |
| 実施箇所数            | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ファミリー・サポート・センター※ | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 実施箇所数            | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 差（②－①）           | 3     | 6     | 2     | 10     | 11     |

※病児・緊急対応型強化事業

## (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### ■ 事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

※国が示す量の見込みの算出方法では、就学前児童を対象としたファミリー・サポート・センター事業は「(8) 一時預かり事業」の中で見込むこととなりますが、本町では、就学前児童及び就学児童を対象とした「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」を掲載しています。

### ■ 量の見込みと確保方策

令和2年度よりファミリー・サポート・センターを開設し、依頼会員数及び依頼件数も増加しており、今回のニーズ調査でも利用ニーズが増加傾向にあります。

周知活動等による提供会員数の増加と講習等による保育の質の向上を行い、事業実施体制を整備してサービスを提供していきます。

（単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所）

|         | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み  | 78    | 75    | 80    | 70     | 69     |
| 就学前児童   | 78    | 75    | 80    | 70     | 69     |
| 就学児童    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| ②確保の内容  | 98    | 98    | 98    | 98     | 98     |
| 実施箇所数   | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 差　（②－①） | 36    | 36    | 36    | 36     | 36     |

（注）確保方策は、提供会員 14 人×年間活動平均日数 7 日＝98 人日として見込んでいます。

## (11) 妊婦健康診査

### ■ 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策

適切な妊婦健診を受診することができるよう、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券14枚を交付しています。

妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週からは1週間に1回の受診を基本としています。

また、診察の結果に基づき、必要な場合には、保健師が個別に訪問や電話を行います。

妊婦の健康状態やメンタルヘルスについて医療機関等との連携体制の構築と強化に努め、安心して妊婦が出産できるように支援していきます。

現在の実施体制で利用ニーズに対応していくことにより、妊婦の健康の保持及び増進を図ります。

(単位：人回(年間延べ受診回数))

|        |      | 令和7年度       | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|------|-------------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み |      | 196         | 196   | 196   | 168    | 140    |
| ②確保の内容 | 実施場所 | 医療機関        |       |       |        |        |
|        | 実施体制 | 医師          |       |       |        |        |
|        | 検査項目 | 診察・問診・血液検査等 |       |       |        |        |
|        | 実施時期 | 妊娠前期から妊娠後期  |       |       |        |        |

## (12) 産後ケア事業

### ■ 事業概要

退院直後から1年を経過しない母子に対して、助産師等の看護職が中心となり、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策

本町では、健康福祉課の保健師と助産師が居宅を訪問する訪問型を実施しており、母子の健康状態を確認し、必要な保健指導を実施しています。

現在の実施体制で利用ニーズに対応していくことにより、すべての家庭を訪問し、支援を行っていきます。

また、支援対象者のメンタルヘルスに係る課題等への対応のために、医療機関等との連携体制の構築と強化に努めていきます。

(単位：人回（年間延べ人数）)

|        |      | 令和7年度       | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|------|-------------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み |      | 14          | 14    | 14    | 12     | 10     |
| ②確保の内容 | 実施体制 | 保健師2名、助産師1名 |       |       |        |        |
|        | 実施機関 | 大月町         |       |       |        |        |

### (13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

#### ■ 事業概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象として、時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

#### ■ 量の見込みと確保方策

本町では、0歳6か月から保育所に入所可能で、待機児童もいないため、事業利用希望の見込みはありませんが、広域での対応が求められるため、令和8年度から事業実施に向けて、整備を進めてまいります。さらに今後は、必要な情報提供を随時行い、保護者の希望等に応じて利用可能枠を確保・提供するように努めます。

※本事業は、令和7年度は地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付けられ、令和8年度以降は新たな子ども・子育て支援給付として位置付けられることとなりますが、第3期計画期間中において、計画的な事業の整備・実施を行うため、令和8年度以降の量の見込み及び確保方策を算出します。

（単位：人回（年間延べ人数））

|         | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ① 量の見込み | —     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 0歳児     | —     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 1歳児     | —     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 2歳児     | —     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| ② 確保の内容 | —     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 0歳児     | —     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 1歳児     | —     | 0     | 0     | 0      | 1      |
| 2歳児     | —     | 0     | 0     | 0      | 1      |
| 差（②－①）  | —     | 0     | 0     | 0      | 0      |

算出方法：対象年齢未就園児数×月一定時間（10時間）＝必要受入時間数

必要受入時間数÷定員1人当たりの受入可能時間数（月176時間）＝必要定員数（量の見込み）

（小数点以下切り上げ）

※1，2歳児においては、全ての児童が保育所入所することを勘案して、量の見込み「0」とする。

■一時預かり事業と乳児等通園支援事業の解説

|              | 一時預かり事業                                                                                                                                                                         | 乳児等通園支援事業                                                                                                                                                                                 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 位置づけ         | 市町村が実施主体となる補助事業<br>(地域子ども・子育て支援事業)                                                                                                                                              | 法に基づく新たな給付(乳児等のための支援給付)<br>(令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付け)                                                                                                                               |
| 事業の目的<br>や内容 | ① 家庭において保育を受けることが一時的に<br>困難となった乳児又は幼児<br>② 子育てに係る保護者の負担を軽減するた<br>め、保育所等において一時的に預かること<br>が望ましいと思われる乳児及び幼児につい<br>て、主として昼間において、保育所、幼稚園、<br>認定こども園その他の場所において、一<br>時的に預かり、必要な保護を行う事業 | 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成<br>育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に<br>対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわ<br>らない形での支援を強化するため、現行の幼児教<br>育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠<br>の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利<br>用できる新たな通園給付。<br>(こども誰でも通園制度) |
| 対象児童の<br>年齢  | 0歳10か月～小学校就学前                                                                                                                                                                   | 0歳6か月～満3歳未満                                                                                                                                                                               |
| 利用方法         | 市町村や事業者により、定期利用、自由利用など<br>様々                                                                                                                                                    | 試行的事業の実施状況等を踏まえ、検討中。                                                                                                                                                                      |
| 利用時間         | 補助事業として利用時間の定めはなく、市町村<br>によって上限の時間や日数を設けている。                                                                                                                                    | 月10時間以上であって乳児等通園支援の体制の整<br>備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定<br>める時間。                                                                                                                                 |
| 人員配置         | ① 一般型<br>乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者<br>等を配置し、そのうち保育士を1/2以上。<br>保育士以外の保育従事者は研修を修了した<br>者<br>② 余裕活用型<br>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基<br>準」に定める保育所の基準等を遵守。                                         | 試行的事業の実施状況を踏まえ、検討中。<br>令和6年度の試行的事業では左記「一時預かり事<br>業」と同様。                                                                                                                                   |

## (14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### ■ 事業概要

子ども・子育て支援新制度における幼児期の保育・教育については、国が定める公定価格を基に、市町村が利用者負担額を設定しますが、施設によっては保育・教育に必要な物品の購入に要する実費徴収等の上乗せ徴収を行うことができるとされています。

本事業は、この実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

### ■ 今後の方向性

本町では、令和元年10月から国の教育・保育の無償化に加え、3歳未満児課税世帯についても完全無償化としています。

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、現在本町では実施していませんが、今後、保護者の経済的負担の更なる軽減を図るため、具体的な事業の実施について検討していきます。

## (15) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### ■ 事業概要

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育等の設置を促進していくことが必要です。一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に運営されるには、保護者や地域住民との信頼関係が欠かせません。

本事業は、教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るための事業をいいます。

### ■ 今後の方向性

地域ニーズに即した教育・保育等の充実を図るため、様々な事業者が参入できる方策について検討していきます。

## 6. 教育・保育の一体的な提供の推進

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

---

子ども・子育て支援制度では、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設（認定こども園）を普及し、身近な教育・保育の場を確保していくことを推進しています。

本町では、これまで小学校就学前の施設として保育所を利用しており、また、ニーズ調査の結果からも、1号認定子ども及び2号認定で幼児期の教育ニーズがある子どもについては、該当者がいない見込みとなっています。

しかしながら、子ども・子育て支援法において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園、保育所の役割が極めて重要であることはいうまでもなく、本町では、利用者のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。

### (2) 教育・保育の質の向上と必要な支援の推進

---

質の高い教育・保育を提供するために、専門職として必要な資質・能力をバランス良く育成することができるように、研修の充実を図ります。

また、保育士及び保育教諭の合同研修を実施し、専門性や知識の向上を図るとともに、情報の共有を行います。

### (3) 教育・保育施設と小学校の連携の推進

---

個々の発達段階にあわせ、教育・保育施設から小学校への切れ目のない支援が得られるよう、保護者を交えたケース会議を開催するなどの連携を図ります。

また、幼児期から取り組みを通して、健康づくりや生活習慣の確立、基礎学力の定着など、必要な時期に必要な育ちが体得できる細かな対応を図ります。

## 7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児期の教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取り組みが行われるものです。

また、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、以前からある「子どものための教育・保育給付」以外に「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を実施していくため、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法についての検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、高知県と連携した対応を行うなど、円滑な実施に向けた取り組みが重要となっています。

このため、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、高知県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、高知県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

### ■ 子育てのための施設等利用給付制度について

#### 【子育てのための施設等の利用に係る支援の概要】

- 3歳から5歳までの子どもと0歳から2歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子どもを対象に、保護者の申請により町が認定して、対象となる施設・事業を利用した際に要する費用を給付する仕組み

#### 【対象施設・事業】

- 子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園
- 特別支援学校の幼稚部
- 一時預かり（幼稚園型）
- 認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業））
- ※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

## 第6章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 子ども・子育て支援会議による進捗評価

本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況を子ども・子育て支援会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て支援会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には修正を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

#### 子ども・子育て支援会議の役割

- ① 教育・保育施設や地域型保育事業に関する町の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ② 町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定又は変更について意見を述べること。
- ③ 町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

#### (2) 庁内における進捗評価の体制

子ども・子育てにかかわる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進捗状況について評価し、必要に応じて見直し、検討をしていきます。

### 2. 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

町がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

### 3. 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点に立った情報提供に努めていきます。

# 資 料 編

## 1. 大月町子育て支援に関するライフステージごとの取り組み

| 事業名                   | 所管課   | 結婚・出産（夫婦） |     |     |       | 乳幼児・保育期 |    |    |    |    |    |    |
|-----------------------|-------|-----------|-----|-----|-------|---------|----|----|----|----|----|----|
|                       |       | 結婚        | 妊娠前 | 妊娠期 | 出産（後） | 0歳      | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6歳 |
| 新婚生活支援事業              | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 不妊治療費助成事業             | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 妊婦一般健康診査              | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 妊婦健診強化事業              | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 妊婦訪問                  | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 妊婦精密検査                | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| ハイリスク妊婦検討会            | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 妊産婦交通費助成事業            | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 育児用品支援事業              | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 妊婦支援給付金               | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 妊婦等包括相談支援事業（併走型相談支援）  | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| あそびひろば                | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 子育てサロン                | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 子育てひろば                | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| こども家庭センター（母子保健）       | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| こども家庭センター（児童福祉）       | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 要保護児童対策地域協議会          | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 児童見守り相談員              | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 出産祝金                  | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 産婦健康診査                | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 分娩待機費用等支援事業           | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 乳児一般健康診査              | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 新生児聴覚検査               | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| ブックスタート               | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 新生児訪問                 | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 産後ケア事業                | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 未熟児医療費助成              | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 多胎世帯保育料軽減事業           | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 多胎産婦等サポーター派遣事業        | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 低年齢児保育促進事業            | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 乳幼児健康診査               | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 乳幼児精密検査               | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 乳幼児健診フォロー             | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 乳幼児発達支援事業             | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 木育事業                  | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 5歳児健康診査               | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 病児保育事業                | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 一時預かり事業               | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 保育所歯科指導・健康教室          | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 保育所訪問                 | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 保育所巡回相談               | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 延長保育事業                | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 園児災害保険料               | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 通園バス委託料               | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 保育完全無償化事業             | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| ファミリー・サポート・センター事業     | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 予防接種                  | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 児童手当                  | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 乳幼児・児童福祉医療費助成事業       | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| ひとり親家庭等医療費助成事業        | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 子育て短期支援事業             | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 小学校巡回相談               | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 小学校歯科指導・健康教育          | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 小・中学校骨密度測定            | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 児童生徒要保護・準要保護児童生徒就学援助費 | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 小・中学校災害給付負担金          | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 小・中学校消耗品費             | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 小中学校体育連盟補助金（各種大会経費）   | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 各種検定手数料補助             | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 学校給食費扶助               | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 小・中学生町内バス無料           | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 新入学生徒制服等購入助成          | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 小学校巡回相談               | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 高校生通学バス町内無料           | 教育委員会 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |
| 大月町子育てがんばろう事業補助金      | 健康福祉課 |           |     |     |       |         |    |    |    |    |    |    |

| 小学校 |    |    |     |     |     | 中学校 |     |     | 高等学校等 |     |     | 事業名                   | 所管課   |
|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----------------------|-------|
| 7歳  | 8歳 | 9歳 | 10歳 | 11歳 | 12歳 | 13歳 | 14歳 | 15歳 | 16歳   | 17歳 | 18歳 |                       |       |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 新婚生活支援事業              | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 不妊治療費助成事業             | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 妊婦一般健康診査              | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 妊婦健診強化事業              | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 妊婦訪問                  | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 妊婦精密検査                | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | ハイリスク妊婦検討会            | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 妊産婦交通費助成事業            | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 育児用品支援事業              | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 妊婦支援給付金               | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）  | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | あそびひろば                | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 子育てサロン                | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 子育てひろば                | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | こども家庭センター（母子保健）       | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | こども家庭センター（児童福祉）       | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 要保護児童対策地域協議会          | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 児童見守り相談員              | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 出産祝金                  | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 産婦健康診査                | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 分娩待機費用等支援事業           | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 乳児一般健康診査              | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 新生児聴覚検査               | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | ブックスタート               | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 新生児訪問                 | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 産後ケア事業                | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 未熟児医療費助成              | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 多胎世帯保育料軽減事業           | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 多胎産婦等サポーター派遣事業        | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 低年齢児保育促進事業            | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 乳幼児健康診査               | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 乳幼児精密検査               | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 乳幼児健診フォロー             | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 乳幼児発達支援事業             | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 木育事業                  | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 5歳児健康診査               | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 病児保育事業                | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 一時預かり事業               | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 保育所歯科指導・健康教室          | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 保育所訪問                 | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 保育所巡回相談               | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 延長保育事業                | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 園児災害保険料               | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 通園バス委託料               | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 保育完全無償化事業             | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | ファミリー・サポート・センター事業     | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 予防接種                  | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 児童手当                  | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 乳幼児・児童福祉医療費助成事業       | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | ひとり親家庭等医療費助成事業        | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 子育て短期支援事業             | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 小学校巡回相談               | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 小学校歯科指導・健康教育          | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 小・中学校骨密度測定            | 健康福祉課 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 児童生徒要保護・準要保護児童生徒就学援助費 | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 小・中学校災害給付負担金          | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 小・中学校消耗品費             | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 小中学校体育連盟補助金(各種大会経費)   | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 各種検定手数料補助             | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 学校給食費扶助               | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 小・中学生町内バス無料           | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 新入生徒制服等購入助成           | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 中学校巡回相談               | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 高校生通学バス町内無料           | 教育委員会 |
|     |    |    |     |     |     |     |     |     |       |     |     | 大月町子育てがんばろう事業補助金      | 健康福祉課 |

## 2. 大月町子ども・子育て支援会議条例

(平成 25 年条例第 58 号)

改正 令和 6 年条例第 16 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、大月町子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 支援会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 支援会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 支援会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行日以降最初に開催される支援会議の会議は、町長が招集する。

(大月町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 大月町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年大月町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表

(第2条関係)の登記専門員の項の次に次のように加える。

|               |            |
|---------------|------------|
| 子ども・子育て支援会議委員 | 日額 4,000 円 |
|---------------|------------|

附 則(令和6年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 3. 子ども・子育て支援会議委員名簿

| 所 属 団 体       | 氏 名   |
|---------------|-------|
| 大月中学校長        | 大橋 更三 |
| 大月小学校長        | 竹中 知津 |
| おおつき保育所長      | 白石 邦子 |
| 大月中学校 PTA 会長  | 松田 リサ |
| 大月小学校 PTA 会長  | 安岡 美穂 |
| おおつき保育所保護者会会長 | 下渡 泰司 |
| 学識経験者         | 池 五代  |
| 学識経験者         | 渡邊 隆江 |
| 民生児童委員        | 横田 勝子 |
| まちづくり推進課長     | 久松 誉昇 |
| 教育委員会教育次長     | 岡崎 俊典 |
| 健康福祉課長        | 新谷 太  |

## 4. 策定経過

| 時 期             | 策 定 経 過                                                                                                                                      |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年2月          | 大月町 子育て支援に関するアンケート調査実施                                                                                                                       |
| 9月20日           | 第1回大月町子ども・子育て支援会議<br>(1) 開会あいさつ<br>(2) 会長・副会長選任<br>(3) 計画の概要説明<br>(4) 大月町の現状、アンケート調査結果、今後の課題について<br>(5) 第3期大月町子ども子育て支援事業計画の策定について<br>(6) その他 |
| 令和7年<br>1月30日   | 第2回大月町子ども・子育て支援会議<br>(1) 第3期大月町子ども子育て支援事業計画（素案）について<br>(2) その他                                                                               |
| 2月10日<br>～2月28日 | 第3期大月町子ども子育て支援事業計画（案）のパブリックコメント実施                                                                                                            |
| 3月13日<br>～3月21日 | 第3回大月町子ども・子育て支援会議書面開催                                                                                                                        |

## 第3期大月町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

---

発行 大月町

〒788-0302

高知県幡多郡大月町弘見 2230 番地

電話 0880-73-1111（代表）

FAX 0880-73-1380（代表）



海と山 人とかわる  
やさしい町

大月町